

第2部 アンケート集計データ

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者？	自治体編纂以外に依頼できますか？	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
町	教委	役場庁舎書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○	○	町の沿革に関する文書その他将来の参考または例証となる文書、町文書編纂保存規定による永年保存文書
町	教委	編纂室	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	○	○	○	議決書、周年記念事業等
町	教委	役場書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○	○	○	議決書、周年記念事業等
村	教委	なし					○	○	○	村史
市	図書館	児童館2階	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○	○	市の歴史を語る上で必要とされるもの、施策の策定、実施経過に関するもの、公共施設の建設計画に関するもの
市	博物館	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう管理規定に定められているので残った	現状	○	○	○	議会関係、行政関係団体誌、地図類・写真、統計資料、行政刊行物
市	教委	市史資料室(郷土科学館内)	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○	地域の過去の様子や歴史的な変遷を調べるうえで、公文書等はその地域の歴史を伝えるものとして日々の業務で作成されている文書等を歴史資料とと考えております。
市	編纂	合併なし					○	○	○	町の生い立ち等を記録した書類及び出来事並びに統計的な資料

町	教委	庁舎内書庫	×	その他(合併していない)	その他、保存年限が決まっているので		現状		現状	公文書を資料として認めるもの	○旧市町村の存在を後世に残さなければならぬ	歴史的に資料として価値ある文書
市	企画部広報課	その他	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		現状	○重要な歴史資料の保存をシステムとして、国・地方公共団体が取り組む責務を明文化した。今後はこのシステムの確実な進展と定着促進のため、より積極的誘導策を国は地方公共団体に示すべきと思量する	○行政の継続性の保持、住民合意の形成と政策形成経過の記録	行政上の統計資料、政策の意思決定経過資料
町	文化センター	博物館・図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう、管理規定に定められているので残った		現状	文書自体の必要性がない	○設置できる根拠としては無効であるが原則的な考え方が示されており市町村単位での具体的な設置対応ができる内容ではない。なお、歴史資料として重要な公文書等とは何か別表で示されなければならぬと考える	○歴史資料として重要だから	○当該自治体の成り立ちを残す上で重要となる(合併後の自治体に引き継がれるべきものと考える)	議会議事録、財務、民生、統計、広報資料等
町	教委				重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状、移管予定	保存場所が狭小(情報館等)	○設置の必要があると考える。市史編纂課とは別に図書館があり調整が必要	○市史執筆編集のため		当市の歴史に関し重要と思われる公文書等のなかで次のもの、郷土資料、市政資料
市	総、総務課	編纂室、(大部分は紛失)	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		○罰則規定がないので、地方公共団体では無視されがち	○廃棄するのはいつでも可能。価値は時代によって新たに追加される場合もある	議会関係、予算関係	
町	教委	ほとんどない	×	×	ほとんどない		現状		○一つの地方公共団体では管理・維持が難しいため実現しにくい	△歴史資料として保存するためには保存場所と整理のし直しが必要だがそのどちらも確保することが難しいため	議事録、例規集、統計書類、自治体の運営状態や地域の産業を具体的に示すもの	
市	秘書課	図書館、庁舎内書庫	保管場所と管理所管が別	△	重要文書なので廃棄できない		現状		○文書館での研修会があったが、将来的に難しい面も有る。専門員の配置など	○町村制施行以前から1郡1町で合併はなく継続して保存している。ただし戦後に相当廃棄されたものも有る	行政面だけでなく一般的な民俗資料も含めて考えている	
町	総務、資料室	博物館、史料室	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状	保存場所が狭小、文書自体の必要性がない	○よいことだと考える。人的・物的な予算の裏付けがなければ画餅にすぎない	○合併前の行政文書は合併後の市町村政史の礎となるものであり、各地域の文化・歴史の一資料として重要であると考え	国や道の各種の調査報告または各施策に対する現地の状況及び実施経過等と考える、北海道植民報文とその後の施策、現地の実態、二級町村制施行、農業開発5か年計画	

町	教委				自治体史に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう、管理規定に定められているので残った	現状	管理規定による				
町		耐火書庫	○	総務課担当	重要文書なので廃棄できない	現状					
村	教委		×	×	管理規定による	現状	管理規定による				
町	行財政	編集室、各主	○	△	自治体史編集に活用するため						

青森県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について						
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残された理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	意見			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合は？ 自治体(青森県)に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは			
市	企、企画課統括係	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておこう管理規定に定められているので残った	現状	公文書と歴史資料の区分については充分な検討が必要と考えるが、歴史資料となる公文書については現段階では図書館での対応とし、公文書館の設置および専門員等については財政面において困難	○保存年限の基準について、十分検討を加えた上での保存が必要。文書規定により市史の資料となる重要な文書については永年として、資料となる重要な文書の基準について充分な協議検討をし保存すべきと考える	重要な事業計画及びその実施に関わる文書、市議会の会議録等文書、文書規定に規定する永年保存とすべき重要な文書		
市	総、総務課編纂室	編纂室	○	×	永年保存とされていた	現状	○文書の保存についてはよいと思うが、専門職員の配置や文書の公開など、オンラインパンターに関わるものもあり、実践するには難しい	○市域を形成している旧町村の歴史的資料であるので引き続き保存していく必要があるし、個人で所蔵しているものについても寄託・寄贈を受け一箇所管理していく必要がある	現時点では未定		
市	教委	資料館	×	△	別施設に置かれ廃棄処分を免れたものに対し保存処置を講じて残している	現状	○法律だけでなく最低限都道府県に公文書館の設置を義務付けてほしい	○自治体史編纂の重要な資料と考えている	自治体の成り立ちを示す資料、人事・表彰に関する文書、議会議事録		
市	教委生涯課	庁舎内書庫	○	△	その他、文書取規則による永年文書	現状	×	○合併になる以前の当時の状況を把握し、今後の参考とするため	特に歴史資料としては保存していない		
市	企、企画課編纂	図書館、庁舎内書庫	×	×	自治体史編集に活用するため、重要文書なので廃棄できない	保存場所が狭いこと、歴史的な文書の取扱について今後	×	○何らかの法令で歴史的な資料は残していくべきと思う	文書管理規定で永年保存としている文書以外の文書で、歴史的に重要かどうかの基準がないため今後の検討課題		

町	教委	資料館、旧役場倉庫	○	×	自治体史編纂に活用するため	現状		×	今回初めて知った	○以前実施した町史編纂でも資料の少なさに苦労させられた	統計資料、日誌、各種出版物、映像資料、例規、通連関係文書、議会関係資料、
市	総務課	図書館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		×	重要古文書が保存されていくのはよいと考える	○たとえば市史編纂などのとき根拠資料として重要	合併前のその当時の生活、習慣、教育の様子を記述した古文書類
町	教委社教課	庁舎内書庫	×		特に規定がない	現状		×	町史編纂に関わったものとして、同法に大いに賛同するものです。残念ながら収蔵スペースがない、収蔵コストがかかるとの理由から安易に廃棄されている現状に疑問を感じていました。担当者が移動するたびに現用のデータベースええ失われているのが現状であり行政課題を根本から解決することの障害にもなっているのではと思います。	○すべて必要とは思わないが、独自統計資料、発展計画に掲載するような事業、自治体の風土・文化に根ざした特徴的な事業、或いは産業等に関連した資料など、単なる歴史資料としてだけでなく創造と発展を具現化するための基礎資料として有効に活用しなければならぬものと考えます	
町	教委	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状		×	×なるほどと思う	○町史編纂上、史実の根拠となるものだから	行政文書や旧家に残る古文書
市	総務課	分散している	×		未整理のため不可能	未定		×	×もつともな内容であるがなかなか対応できないのが実情である	○歴史資料としての価値は合併によって左右されるものではないと考える	市としての統一的なものはないが、個人的には市政に大きく関わったものを指すと考える 明治22年の合併なので、それ以前の行政文書は保存されていない
村	企画調整課	企画調整課									

宮城県

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について				意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はい？	自治体史編纂以外に依頼して頂けますか？	保存処置を講じて残っているものか？	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	D-1	D-2	D-3	
町	企画財政課	図書館	○	○	重要文書なので廃棄できない	現状		○	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町	企画調整課	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状		○	○必要だが一定基準による資料の精選も行うべき	○必要に応じて保存する	歴史の変遷の中で町にとって欠かせない文書	
市	総務部編纂	図書館、庁舎内書庫	○	△	永年保存等保存年限管理によるもの	現状		○	○公文書が地域の歴史を知るための重要な資料という位置づけができるならば当然保存されるべきものと考ええる。しかし役場内で同法を理解し、公文書の保存あるいは永続的に公開するという意識はあまりないように見える。現在、町史編纂の話もないが、資料収集の	○合併後、地域の現状や流れを把握するためには合併以前の文書を分析することは必要ではないかと思う。また行政文書には有益な情報が多くあると思われることから基準を設けて重要なものには保存すべきであると思う	○合併後、地域の現状や流れを把握するためには合併以前の文書を分析することは必要ではないかと思う。また行政文書には有益な情報が多くあると思われることから基準を設けて重要なものには保存すべきであると思う	法令など土地・権利関係、会議の流れが分かるもの。その他、現物で保管されるべきもの、事業の概要が復元できるもの、刊行物
町	社教課	庁舎内書庫、教育委員会分と近世文書、前回の町史編纂に使用した資料の一部は公民館で保管	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状						

									時どのくらいか残っているのかよく分からない。近年も文書倉庫が薄床になったので多くの文書が廃棄された。保存年限が過ぎたら機械的に廃棄するのはどうかと思うが、保存・公開を行う場合、保管場所、保存の基準作りをするとともに公文書は重要なもので保存されるべきものと言うことを理解してもらうことからはじめなければならぬと思う		
市	総、総務課	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	管理規定による、永年以外は保存年限を経過すれば適切に処理する	○公文書館に配置される専門員の養成についてはどうなっているのか。その資格等は整備されているのか	○現状の行政文書がどのような歴史的価値をもつものか判断するのは困難であるが、市町村合併について協議がなされている現在合併後の旧自治体の文書はいわゆる歴史文書となる可能性が高いから	町村合併に関わる文書のほか、市制施行周年記念行事等のイベント、プロジェクトに関する文書、条例等の制定改廃の伴う文書のほか大きな自然災害の伴う文書や復旧に関する文書、議会・委員会の会議録、各種統計調査に関する文書
市	博物館	博物館、庁舎内書庫	○	博物館・総務局	△	現状、移管予定	現状、移管予定	○公文書館法3条に規定する歴史資料として重要な公文書については必要と考える	○公文書館法に言うところの公文書等の保存利用についての施設が必要である	○歴史資料として重要である	明治以降の行政文書を指す
市	総、総務課	庁舎内書庫	○	△	文書管理規定に基づき保存している			管理規定による、永年以外は保存年限を経過すれば適切に処理する	○遵守すべきであり、今後本市としても適切な処置を講ずるよう検討する必要があるものと考えている	○公文書館法第3条に規定する歴史資料として重要な公文書については必要と考える	行政資料のうち歴史的文化的価値のあるもの
町	企画財政課広報係	庁舎内書庫		専任ではない、△が文書法令係	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	○大事な法律である	○それぞれ自治体の重要な政策の経過、当時の社会情勢、自治体住民の社会経済活動などの記録が含まれた文書は、歴史的・文化的価値をもつ貴重な歴史資料として自治体住民共有の文化遺産となりうらと思う。	組織・制度の制定・改廃に関するもの、条例・規則・訓令に関するもの、行政の総合計画・町政・施策の経緯執行に関するもの、地域の振興・開発に関するもの、協議会の文書で重要と認められるもの、行政区画に関するもの、町議会・行政委員会などに関するもの、審議会・調査会・重要会議の議事に関するもの、褒賞・表彰に関するもの、許認可に関するもの、訴訟・行政不服に関するもの、損害賠償損失補填に関するもの、住民の請願・陳情・要望に関するもの、行・事・事件など社会情勢を反映するもの、調査・研究・審査に関する重要なもの、資料などで行政上重要なもの、その他特に必要と認められるもの	戸籍、地籍図、議事録
町	公民館	合併は明治中期で、それ以前の文書はない							○地方ではほとんど実態の無い「公文書館」に関する現行法は、その存在価値が薄いように感じる	○現在、明治大正期の歴史の空洞化が本町ではみられる。行政文書自体が無いからと思われる	

町	企画商工課	資料館	○	○	自治体史編纂に活用するため	未整理なので捨てることができない	現状		×		○	地誌、農業商工業、河川、土木、教育文化、民俗風習等に関する資料
町	教委社教課	民俗資料室や庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない			×	○	財産管理や自治体史編纂等のため、保存は必要と思います	○	指定文化財等の資料を含む通知等の一般文書および契約等の文書類
町	教委生涯	文書館	○	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×	○	○	管理規定等に定められていることとあるが、住民の共有財産であることから保存の意識を持っている
町	教育振興課編纂	編纂室、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残すよう管理規定に定められているので残った		現状		×	○		

秋田県

古い行政文書の現状

今後の行政文書の保存について

意見

役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	自治体史編纂外に一般に開かれますか?	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存している	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
市	編纂	編纂室、地域センター、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状		○強制力や優遇措置がないため、単なる努力目標となってしまうことがある	○合併時に廃棄されることが多く、保存されにくい行政文書の一つであることから、保存は必要である	市の総合計画、重要施策、条例・例規・要項、各種制度の新設・変更・廃止に関するもの、予算・決算、公有財産の取得、処分に関するもの、監査に関するもの、表彰・褒賞に関するもの、議会・行政委員会等の重要議事に関するもの、住民の請願・陳情・要望、不服申し立て・訴訟、重要な出来事、行事に関するもの、文書に添付されている行政資料、その他歴史的価値があると認められるもの	
市	教委	総務課書庫、文書がほとんどない	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		○	○	○貴重な歴史資料と考える	
町	教委	ほとんどない	×						○	○	○	○重要な歴史資料と考える
町	教委社教課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状		○	○	○自治体史編纂に終わりはなく、思う。本の発行は一区切りであつて資料の収集整理保存は公文書館	○自治体史編纂に終わりはなく、思う。本の発行は一区切りであつて資料の収集整理保存は公文書館

村	教委	公民館	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	○全くそのとおりである	○将来に伝え残していくべき市町村の重要な資料は責務と思う	議会会議録、村治概況、公報、財産関係、戸籍関係
町	教委生涯文化係	資料館、役場 文書管理規定	○ △	△	重要文書なので廃棄できない	できれば一箇所に纏めたい	○もっと早く制定すべきであった	○将来計画の立案の参考	議事録、事務報告、契約書、決算、選挙、人事、褒章、合併関係
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	別の保存場所に移管予定、書庫	○歴史資料として後世に伝え保存することは大変重要なことでありますが、その価値の重要性の判断が難しいと思われる	○重要文書については保存措置を講じながら対応すべき	町史、郷土史
市	教委生涯文化係	図書館、永年 保存に限る	○	情報公開条例の対象となっていないため、その都度可否を検討する	重要文書なので廃棄できない	現状	○歴史資料として重要な資料の定義が判断としていないのでその対応に団体間の格差が生じている	○	現時点では市における永年保存に分類される文書のうち将来市史に記述されると考えられる文書
町	教委	庁舎内書庫	その他、総務課	△	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○現市町村の歴史的資料となる場合があるから	
町	教委	編纂室	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状	×	○	旭務規則に規定する全ての文書(特に永年保存文書)
町	教委	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	別の保存場所に移管予定	×	○	当時の場合、平成17年に合併する予定であり、いずれ編入合併として合併市で引継いでやっっていくものと考えています。また残された古い資料を整理して隣接する市史編纂室で取り組んでほしいと思っています
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	×	○	一般に町の旭務規則において永年保存と規定されている行政文書と解している
町	教委社教課	庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○歴史資料。各種発展計画の基礎資料	市町村境の確定、大災害、学校の新設、純祭合、飯山などその町を象徴する産業、文化遺産の破壊、各種統計データ、偉大な先人の足跡
町	生涯	編纂室	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○でも新聞があれば要らないかも、整理・選択・取捨しないとしたらのごみ、それをやってもごみになるかも	
町	教委	資料館	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状	×	○必要と考える。今までどおりボランティア等で等で解説して整理していききたい。今後国や県からの行政指導(またその当時の年貢状況や災害等の復旧方法など歴史的背景)、歴史的著名人の文獻(文学・社会)をとおしてその時代の生活や社会経済また絵図による手系・地理を知る貴重な資料と考える	現在の町までの沿革的資料や歴史的事件・事象・災害等における行政的指導(またその当時の年貢状況や災害等の復旧方法など歴史的背景)、歴史的著名人の文獻(文学・社会)をとおしてその時代の生活や社会経済また絵図による手系・地理を知る貴重な資料と考える
町	総務課	庁舎内書庫	×	△	捨てないようにはわれている、未整理なので捨てる	現状	×	○公文書館は必要だと思うが、小さな町村では難しい	永年保存の行政文書

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
市	教委生涯 博物館、庁舎内書庫	旧町村役場の行政文書の保存場所 ○ 自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する 廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか ○	行政文書の保存は必要か ○歴史資料として重要となるから	歴史資料とは 具体的な基準はないが、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置(平成13年3月30日の閣議決定)、についての1に準じると考えられます
村	教委社教 庁舎内書庫	○ 重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	捨てないよういわれられている	文書自体の必要性がない	○	○どの時代についても同じであるが、文書資料は失われれば再現することが不可能である。保存量の問題もあるので取捨選択の上、可能な範囲で保存措置を講じていくべきだと考える	行政文書の保存量はそう多くないが、ほとんど未整理なので保存文書の内何が重要文書になるのか具体的にはいえない。一般的な観点からいえば、旧村政・民政・産業経済・交通等あらゆる面について町の歴史を探る上で重要な公文書があるのではないかと思う。当町の場合特に重要な文書を一種類あげると馬鹿関係の文書になる
町	教委生涯 公民館	○ 自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○各条項とも大まかな規定で具体性に欠け、拘束力のない規定となっている。はたしてどのくらい実効性があるのか疑問である	○どの時代についても同じであるが、文書資料は失われれば再現することが不可能である。保存量の問題もあるので取捨選択の上、可能な範囲で保存措置を講じていくべきだと考える	行政文書の保存量はそう多くないが、ほとんど未整理なので保存文書の内何が重要文書になるのか具体的にはいえない。一般的な観点からいえば、旧村政・民政・産業経済・交通等あらゆる面について町の歴史を探る上で重要な公文書があるのではないかと思う。当町の場合特に重要な文書を一種類あげると馬鹿関係の文書になる
町	企画課 庁舎内書庫	× 重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	○存在は知っているが当町で設置しておらず関心度は低い。公文書そのものの歴史的価値は当然認めなければならず公文書館そのものが設置できなくとも相応の対応が必要と考える	○どの時代についても同じであるが、文書資料は失われれば再現することが不可能である。保存量の問題もあるので取捨選択の上、可能な範囲で保存措置を講じていくべきだと考える	行政文書の保存量はそう多くないが、ほとんど未整理なので保存文書の内何が重要文書になるのか具体的にはいえない。一般的な観点からいえば、旧村政・民政・産業経済・交通等あらゆる面について町の歴史を探る上で重要な公文書があるのではないかと思う。当町の場合特に重要な文書を一種類あげると馬鹿関係の文書になる
町	教委文化係 庁舎内書庫	× 重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	○第6条における財政措置のあいまいな表現はいかがなものか	○歴史資料として貴重であり、保存しなければ散逸してしまう	定義の概念が抽象的で解釈により広くも狭くもなるものであると思う。当町としては行政及び議会における主たる文書及び公的性格を有する団体等の文書、資料等で記録しておいたほうがよいと考えられるものを対象としている
市	図書館 図書館、庁舎内書庫	○ 図書館にあるものは未整理のため事実上利用が困難	重要文書なので廃棄できない	図書館にあるものは郷土資料の一部として保存されていた	現状	○歴史を後世に残すことは大切なことであり、その意味で公文書館の考え、責務規定は重要なものと考えられるが、現状として歴史資料としての公文書の線引きが難しいこと、規模のさほど大きくない自治体で公文書館を設けることが難しいことなどがあり、同法の運用、利用は難しいと考える	○すべての必要という意味ではなく、今後の業務に必要なものについて必要な期間保存すべきと考える。その上で業務上不要となったものについて歴史資料となりうるかどうか個別に判断し、対処すべきものとする	後世に伝える必要があると考える出来事に関するものと考えられる。先に述べたとおり判断は難しい。
町	教委社教 庁舎内書庫	○ 自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	×	○歴史的な価値が認められるため	2の必要理由と同じ

町	企画情報課	図書館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×	○		
市	生涯	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状		×	○	○本市の過去における変遷を忠実に記録し、かつ残された貴重な文書を多くの人々に提供し、これを長く後世に伝えるためにも必要と考える	市民の郷土に対する正しい理解を資し、本市の原始時代から現代にいたる発展過程を把握できるように文書と考える
町	教委	庁舎内書庫	×	×			現状		×	△		
村	教委生涯	公民館	×	○	自治体史編纂に活用するため		現状		×	○	○貴重な歴史資料といえるから町村にとって必要ないと考える	町村合併に関わる書類、権利等に関する書類

福島県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見		
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3					
市	教委	編集室	○	○	自治体史編纂に活用するため		現状		○	○	○地域の歴史を知る上で貴重な資料であるから	議事録・合併関係文書などの政治的決断の跡を残す文書、子拓・工業団地開発等経済的な文書、その他教育・福祉等住民の様子を映し出すもの
町	教委	図書館閉架書庫		○	自治体史編纂に活用するため		現状		○	○	○昭和の合併の時各村で大量廃棄処分があり、現在町史編纂に支障を来している。	議会議事録から担当者のメモ類まで、広くとらえたい。重要であるかないかはある程度の時間の経過後に判断すべきと思う。
町	教委	庁舎内書庫	×	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		○	○		
町	編集	編集室・資料館	○	○	一般の閲覧要求がないが、あれば閲覧できる		現状					

村	公民館	公民館	×	○			自治体史編纂に活用するため	その他、重要書類として担当者が保存し、継続されている	現状、廃棄しないよう資料館で保存している		×大変よいことと思うが、担当が替わり重要性が認識されない	○歴史の流れとして、事実が証明するものであり必要である	条例による文書保存年限別基準表による永久保存等
村	教委	公民館	○	×			自治体史編纂に活用するため		現状		×村の文書管理規定に基づき永年保存文書は保存しているの、すべての公文書を保存していくことは困難だと思う	○あたりまえのことでしょう	村の状況（人口・世帯・産業・教育）等を明らかにする文書類
町	教委	庁舎内書庫	○	△			歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状		×目的は理解できるが、各地方自治体に設置を義務付けるには拘束力が乏しいと思う	○伝統や文化というものは、過去から現在、そして未来へと受け継がれ、築きあげられるものなので、社会的要因の裏付けとして重要	町村の方向性を左右する文書
町	編纂	庁舎内書庫	×	×			重要文書なので廃棄できない				×歴史資料として重要な公文書等を保存に努めていきたい	△	合併の経過など町の歴史の経過が分かるもの
村	編纂										×歴史資料として必要とするものを残すためにも有るべきである	○過去の行政等を知る上で必要である	行事・事業に関するもの、統計に関するもの、公共施設に関するもの、各人の要職に関するもの

茨城県

古い行政文書の現状

今後の行政文書の保存について 意見

		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残された理由は不明だが保存されている	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村	資料館	資料館、公民館	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	○	○	○	こちらで教えていただきたい。廃棄文書等を保存しているが、その選択基準がよくわからないため増える一方で非常に困っている
市	生涯	編纂室	自治体史編纂に活用するため	別施設に置かれていて気付かなかつた	○	○	○	自治体史
市	資料館	資料館		現状	○	○	○	
町	教委	資料館	廃棄寸前のところを県立歴史館で預かってくれた	現状（歴史館寄託のものはいずれ返還してもらおう予定）	○公文書館法はそのものはこれで仕方ないと思うが、この他に施行規則などを作ってより具体的に公文書保存に向けた法整備を進める必要がある	○ありきたりですが、歴史資料であるから、近現代史資料編の編纂時に旧役場資料の存在が大きかった。		
市	教委	庁舎内書庫	未整理なので捨てることのできる	現状	○公文書館法は保存活用等に資するための法であるが、実態としては空文化していると思われる	○後世において歴史を正しく検証するための一資料形態として、行政文書の存在は不可欠と考える。		歴史理解は一面連続性の中で理解するものであるため、資料の収集、保有に地域的・時期的かたより、

									ほかでは作られない人手できないものであり、一旦なくなると補うことが難しい	穴があくことは望ましいことではない。その意味では大方が価値ある文書と考えられるものは、地域・行政・社会が大きく変動する直前後期の公文書等を指すものと考ええるが、大方の市町村ではその収集・保存体制が出来ていないものと考ええる。法改正を含め全国レベルの対応の必要性があると考えられる。
村	文化センター	資料館	○	△	別施設に置かれていて気付かなかつた	現状		○公文書館を建設しない限り意味のない法令だと思う	△	よく分からない
市	教委	その他、埋文センター、庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○条文そのものの内容については、異議・異論はありません	○将来歴史資料として必要となる	公文書と個人所蔵の古文書など、行政文書が最も多く残されているのは自治体史編纂室であると推測されていますが、これはアンケートの結果から統計的に導き出された結論なのでしようか。それはさておき編纂が終了してしまおうとなくなってしまう編纂室に公文書の保存を期待するより文書管理担当課そのものが保存期限の切れた公文書の中から歴史資料となりうるものを保管してゆくようにしないと、今後公文書の保存はおぼつかないような気がしています。公文書を廃棄する担当課対それを拾い上げる編纂室の対立図式では本質的な解決は望めないでしょう。文書館には文書館の建設は難しい現状では、文書管理担当部署を巻き込んだでの公文書保存の体制を作らないとならないのではと考えます。書は永年保存にして書庫で保管し、情報公開に準拠して公開・利用に供する位の体制を構築することが最善ではなくとも次善の策として検討されても良いのではないのでしょうか。
市	教委	編纂室、資料館	×	×	自治体史編纂に活用するため	別の場所に移管予定、資料館で一括		×	○	
町	教委生涯	庁舎内書庫	×	×		別の保存場所に移管予定、図書館		×	○	
町	資料館	資料館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状		×	○	

村	公民館	公民館	×	×	今後整理して閲覧できるように	自治体史編纂に活用するため		別施設に移管予定		×		○市町村の歴史を知る上で基本的な資料なので保存は必要と考えられています。しかし現実には貴殿の文書にありましたが、永年保存以外の文書は廃棄されています。村史編纂事業が終了すると資料収集は積極的に行うことが難しくなっています。これまで残されてきた資料の保存は出来ても現在の文書管理部門によるところが大きいのではないかと考えます。保存スペースの問題もあります。	すべての行政文書を指すのではないかと思います。
市	教委	公民館	○	○		自治体史編纂に活用するため	持てないようになっている	現状	管理規定による	×	×はじめで知った法律、当該法は必要と考える	○輕易なものはないが、重要なものは保存が必要	行政文書の内、保存年限が永年及び文化財関係文書
市	生涯 生涯	庁舎内書庫、 耐火書庫	○	△		自治体史編纂に活用するため		現状			×法の定めているところは理解できるとも必要性も充分認められるが、当市は人口4万人程度の規模なので現実的に法の定めるところで行うことは難しい	○行政のおこなっていることについて歴史のひとつであるから保存の必要はあるものと考え	基本的には全て。ただし申請書ほか届け出のように同一で数の多いものについては判断できる程度
町	教委生涯	庁舎内書庫		△		その他、文書の保存年限により永年保存を保持している		現状			×歴史資料として重要な公文書については保存の必要性があると考えますが、資料として残すものと文書をそのまま残すものと判別が難しいのではないかと思います	△文書のまま残すもののほか、資料として残すものとは区分されると考えます	

栃木県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見	
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	保存されている文書はどのようになっているか教えて下さい	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
市	教委	庁舎内書庫	×	○	未整理なので捨てることできない		○	○	
市	生涯文化係	庁舎内書庫	○	×	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った自治体史編纂に活用するため		○	○	
町	総務課	旧役場庁舎	×	△			○	○	

町	教委	旧編纂室	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状	○		○		永久保存の文書	
町	公民館	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○					
市	編纂	編纂室、図書館、庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○		○			
町	編纂	その他、合併時にほとんど廃棄されたようである	×	×	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	残しておくべき必要性的なもの、場所は狭いため		○	○	○	
町	教委社教課	共同書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状	管理規定による					
町	教委社教課	図書館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状	別施設に置かれていて気付かなかった					
市	社教課文化振興係	資料館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状			×			
町	編纂	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×			

群馬県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見			
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようになっていますか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3				
市	総務課	旧町村役場の行政文書の保存場所 図書館、庁舎内書庫	利用したい場合管理担当者？ 自治体史編纂以外に依頼できますか？	保存処置を講じて残している	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	△行政文書の保存が必要と思うがどこまで保存する必要があるかの判断が難しい	歴史資料として重要な公文書の説明がないので分らないが立場立場で全ての公文書が重要と思う
村	総務課	現在使用されていない幼稚園		捨てないようになっている	別の保存場所に移管予定、役場書庫			○	○	○	村史編纂資料として必要な文書で、村の歴史的事実が記載されている文書

村	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状		○	○重要かどうかの判断基準が難しい	○合併にかかわらず行政情報として保存すべき情報は適切な方法で保存されるべき。したがって合併前の行政情報として一律の取扱にすることでではなく行政情報の内容に即して適正な保存年限を設定することが重要と思われる	○歴史を後世に伝える等にも保存は必要	重要かどうかの判断基準が難しく、保存スペース等の物理的制約から実態としては議案等の住民の権利義務に直接関係があるもののほか、統計書等の保存を目的として作成された行政情報を差すものと考え	
市	生活課	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない		現状		○趣旨は理解できる	○合併しても地域は残るので歴史的な価値のみならず身近な慣習の成り立ち等を整理しておく必要がある	○貴重な歴史資料であり保存は当然	○近現代の地域史を見る上で一級の歴史資料が多い	町の歴史に係わるもの 個人的意見だが、将来歴史資料となりうる可能性のある文書全て	
市	編纂	編纂室・資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		○努力義務規定といったところか	○法律が制定されているとは知っていたが、内容までは知らなかった。内容を讀むとずいぶん簡単な内容で驚いた。当市でも平成12年頃に市長部局の文書管理担当が公文書収蔵施設の動きがあったが、財政難もあって立ち消えになってしまった	○歴史資料として残す公文書の具体的な例示をしてほしい	○旧自治体の動向を知る上で必要	重要な行政執行上の具体的な意思形成過程を把握できる公文書	
町	文化財室	図書館	×	△	自治体史編纂に活用するため		別の場所に移管予定、文化財資料収蔵庫							
町	教委	庁舎内書庫、公民館、出先機関の書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状		×		○	○		
村	総務課	庁舎内書庫	×	×			現状		×		○	○	ケースバイケース	
市	生涯	図書館		×	その他、未整理で非公開		現状		×		○	○	市の歴史を書くときに必要なもの	
村	教委	行政文書はほとんどなし							×		○	○	(30年保存文書の具体例) 褒賞位階、議会議案、三役の事務引継、文書の保管及び廃棄に関する文書、法令・条例、不服申し立て・訴訟、法令等、行政の総合計画、職員の内免、行政委員会付属機関、予算決算、施設建設、など	
村	編纂	その他、各区で保存	×	△			未整理なので捨てることのできない	未定					△他の媒体での保存が必要と考えるが、長期間の保存に耐えられるかどうか、保存作業に当たる専門職員が必要と考えるとなかなか実	

町	文化財保護係 庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×法の趣旨は理解できるが、歴史資料として重要な公文書の定義が不明。そのとらえ方次第では保存される公文書等に地方公共団体間で格差が生じる、具体的定義が必要である。	現は難しい。当村では平成11～14年度で役場を新築したので、村誌に係わる専門書は保存している	
村	教委	残っていない×	ない	残っていない			×歴史資料として重要な公文書等の定義が分からない。例えは今は何気ない文書でも後の歴史により価値のある公文書等になる可能性があるがあり、選択が難しい。保存する場所がない、現在は情報公開条例と個人情報保護法で処分する必要もある。	△	生の情報、個人名の載っている生活感のあふれる情報だと思うが、個人情報保護から統計法などでは処分することになっている

埼玉県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見	
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存検討	利用したい場合管理担当者へ？	自治体職員以外に一般に閲覧できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
市	博物館	行政文書を保存していない						○			
市	郷土館	博物館	○	○		別施設に置かれていて気付かなかつた	現状	○			基準が難しく明確な考え方はまだ持っていない、その都度対応
市	教委生涯	資料館	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残っ		現状	○			

町	資料館	博物館	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○膨大な量に上る自治体の行政文書の全てを今後半永久的に保存していくべきなのか、保存基準をも追加整備しなければ、と考えます	○資料館等の展示資料にもなるので、残された旧自治体文書の保存は必要である	それぞれの自治体の歩みに欠かすことのできない地域資料的なもの
市	教委社教	庁舎内書庫	その他、部分的	×	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○法の存在は知っているものの、通常業務の中で、直接法と結びつくような機会がない。地方自治体における歴史資料として重要な公文書等の保存についての責務をうたう法律でありながら、その効力をもっと発揮しても良いのではないかと。特に公文書館を持たない自治体へ公文書館法の目的と保存の責務を浸透させていくべきではないか	○文書は郷土の歴史を後世に伝承する資料として重要であるからする資料として重要であるから	市政の推移、内容、仕組みが分かり、市民の生活のようす及び社会の情勢を察している文書で組織・制度・市政の施策・計画・条例・規則・監査・検査・褒賞・表彰・委員会審議会・陳情・誓願等に関するもの
市	総務課	該当文書がない						○法律がどのような公文書等を歴史資料として重要な公文書と規定しているのか曖昧な規定	△現在合併に伴い文書の取扱いについて協議中	保存期限が満了した公文書の内、古文書管理担当が歴史的または文化的価値があると認める公文書及び行政刊行物、地図等
市	教委社教	庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	現状	現状	○法律の趣旨は十分理解できる。しかし公文書館の設置は市町村単位の地方公共団体では財政的に厳しく、設置が困難な自治体が多い	○自治体史を考察する上で、合併前の行政文書も貴重な資料となるため	
市	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	現状	○法律の制定にいたる苦労について関係者の講演からうかがえ、様々な不備があるものの法を改正する動きよりは、いかにして公文書を残すことが意味を持つことや、簡単に廃棄させないように働きかけることが重要と思います	○欧米の文書館では、家のルーツを探る一つの手段として文書館で調べることが普及しており、日本でもそのようなサービスを残すべきと考える。また戦前、戦後の市町村が果たした役割を検証するために残すべきと考えます	議会選挙関係、租税関係、戸籍関係、徴兵関係、教育関係など
町	教委	庁舎内書庫	×	×	その他、ごく最近まで文書管理規定がなかったことで、手続き的な理由ではない、捨てる理由がなかったのではないか	現状	現状	○町職員の認知度が非常に低い法律。小規模な町では施設の設置、職員の配置が極めて厳しい	○自治体の継続性に鑑みて、当然のことである。市民への説明責任の観点から、現時点では具体的に規定していない。概ね市政の委譲、市民生活の推移等に採られるものを全てを広義に解釈している	町の沿革を知ることができると文書
市	編纂	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残った	現状	現状	○理念としては理解できるが、公文書館建設、公文書保存にあたっては具体的な根拠法とはなっていない。さらに公文書等の保存を義務つけた法律の制定に努めるべきである	○自治体の継続性に鑑みて、当然のことである。市民への説明責任の観点から、現時点では具体的に規定していない。概ね市政の委譲、市民生活の推移等に採られるものを全てを広義に解釈している	当市では廃棄文書から歴史資料として重要な公文書を収集・整理・保存しているが、現時点では具体的に規定していない。概ね市政の委譲、市民生活の推移等に採られるものを全てを広義に解釈している
市	教委生涯	その他、現用文書に紛れて文書庫に若干保管されていた	○	×	その他、現用文書に紛れて文書庫に若干保管されていた	現状	現状	○歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用の重要性は認識しているが、適切に行うための組織がない	○非現用文書であるが歴史的価値があるものも含まれていると思う	市政の推移が分かり、市民の生活のようすや社会の情勢を反映している文書

市	図書館	図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○歴史資料としての公文書を保存・閲覧・調査研究し、全てをあらゆる人に平等かつ自由に利用公開する。ただしプライバシーや国家安全に関する閉鎖期間も考える必要がある	○行政の歩みを伝える重要な価値を持つ歴史資料であり、公文書等を失うことは市町村の歴史を失うことです	公文書等が重要であるという判断を行うために必要な調査研究が中心となるもの
市	編纂	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○歴史資料としての公文書を保存・公開する立場としては唯一の拠り所として心強いが、これを基にした細かい規則あるいは公文書保存法的方法があればよいと考える	○旧村の資料があるといってもごく僅かであり体系的に残っているわけではない。これはやはり前回の合併の悪影響である。これからの合併にむけても当然現市町村の行政文書は保存しておくべきである	永久保存文書として保管されているものももちろん市独自で行っている様々な事業に関する一般文書まで含まれると考えると
町	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	△自治体史編纂の上で重要と思われるものは保存が必要	秩父事件等に関する資料等、町の歴史に関し社会的に認知されている重要な公文書

千葉県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見		
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者はいく?	自治体史編纂が外に依頼できますか?	保存処置を講じて残しているか	残った理由は不明だが保存されているか	継続して保存しているか(その理由)	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	行政文書として重要か	歴史資料とは
市	博物館	博物館	×	○	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残されている文書はどのように取り扱う予定ですか?	○	○すでに歴史資料である	D-1	D-2	D-3	地域史資料としての公文書と保存年限とはリンクしないので、判断基準を設けることが出来ず困っている。少なくとも博物館資料としては歴史資料である
市	博物館	博物館	×	×	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えて下さい	残った理由は不明だが保存されているか	現状	○	○	○	○	
市	編纂	編纂室、庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されているか	現状	○	○	○	○	
町	教委	教育委員会	○	△	重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されているか	現状	○	○	○	○	D-2をさす
町	教委	教委	○	△	重要文書なので廃棄できない	残った理由は不明だが保存されているか	現状	○	○	○	○	軽易な文書(報告等一年保存で処理されるものなど)をのぞく文書を
町	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	○	○	○	○	特に考えていない

市	秘書広報課	庁舎内書庫、 ただし空襲に よる火災で明 治から昭和初 期の文書は焼 失	×	△				現状		○公文書館の設置について強制力 がないため法の目的を達成させる のは難しい	○ 現在市役所総務課で保存されて いるが、市が不要と考える文書は 次第に廃棄されていく。総務課の 担当者一人が個人的に好意で博 物館への連絡をしてくれる場合が あり、そのときには内容を確認し て重要な資料と思われるものは博 物館で保存している。しかし、博 物館では行政文書を受け入れてい くようなスペースも人員もないた めに今後継続してこのような体制 をとることは無理である。文書館 等の施設の建設が望ましいが現在 のところその計画などが一切ない。	市が創設・変更・廃止した制度や 事務・事業・整備・廃止した施設 や取得した土地など財産に関する もの。市政に関連して起こった出 来事や事件を記したものの、住民の 地域活動や運動に関するもの
市	博物館	庁舎内書庫	○	△				博物館に移管 予定		○公文書館を周知することができ ない自治体が多い中で、歴史資料 として重要な公文書の保存利用は どのようにしたらよいか。基準 も何もないまま博物館等の職員個 人の良心でどうにか対応している 現状であるため、今後もう少し明 確な指針となるようなものがほ しい。		
市	教委教育部文 化課	文書庫	×					現状		○公文書等の歴史的資料としての 重要性、公文書館の位置付けにつ いては同法のとおり理解はしてい る	△保存・整理・調査研究・公開に 関して十分に措置できないままに 単に保存しておく必要は少ない上 に、保管する物理的なスペースを 考慮すると一概に保存が必要であ るとは言いがたい	
市	市民会館	文書館	×	△				現状		○公文書は行政の歴史・経済を知 るために重要であることは当然で すが、何から何まで保存するとな ると、場所・整理等大変な機構・ 労力を要する。第3条の「重要 な」の意義・内容をもう少し明確 にする必要があります	○保存がないと旧市町村の歴史が 次第に風化してしまいます	最低必要なのは、職員・議員の名 簿、議事録、予算・決算、施設の 親切改廃に関するもの、住民動態
市	資料館	文化財セン ター、公民館 分館、市民ギ ャラリー	×	△				現状		○この法律が十分に機能していな いのが現状。まず第一に市町村の 文書担当課の方々がこの法を知っ ているのか、またどの程度認識し ているのか疑問。保存を責務とし か歌っていないので、公文書の保 存について法的な規制があるわけ ではなく、法としての力は弱い	○時と共に人も変わり、自治体の 歴史も変わる。何の記録も残さず に行政文書が廃棄されるとその時 代の地域住民の生活の歴史は何も 残らない、欠史となる。我々には 今の歴史を次代へ引き継ぐ責任が あります。しかし一握りの自治体 史編集担当部署だけでは不可能な 業務、文書担当課を中心に全庁的 な取り組みが成されなければでき ない。	本市に関わって、作成或いは收受 された文書のうち、後年他市町 村・県及び国の公文書からは類い 知ることの出来ない本市独自の記 録が成された行政資料と考えます。 条例・選挙・人事・財政・教育・ 戸籍・土地・建設等の多岐にわた るが統計資料に残る当時の本市の 数字に至った経緯が克明に記録さ れた行政資料と考える
市	編纂	資料館、図書 館	×	×				自治体史編纂に活 用するため		○重要だと思うか実現は困難	△	市史編纂室は平成14年に閉室

市	教委	博物館	○	△	自治体史編纂に活用するため、その他、旧村役場文書が廃棄、焼却作業中に個人蔵となつて現存している	現状			○法の公布は大変重要で、公文書保存のために基本的に画期的なことでと思います。これにいたるまでの諸先輩のご苦労はたいへんなものであったと確信します。しかし率直に言って付則2の専門職員についての特別項目は是非とも早急に廃止すべきと考えます。行政においては設備より人の力の方が大きく、確保しにくいものと感じているからです。自治体ごとの文書館設置は現実的に大変困難なことと思いますので公文書の保存に關する条項がより整備強化される必要があると考えます	○現在の行政体は過去の行政体に直接つながらるものであるため、その歴史を考える時には当然必要なものです	様々な条件・環境の中で生活してきた市民の暮らしが分かるもの、東京湾との関わり、産業関係、干拓から埋立へ、交通網整備、町村合併関係、耕地整理	
村	教委生涯	保存していない							○歴史資料として重要な公文書を残そうとする趣旨には賛同するが、公文書館設置への援助は努力目標であり、実際に公文書館を有する自治体は少ない。公文書館設置への援助が必要である	○合併前の行政文書は歴史的価値があり貴重な資料であるので、保存の必要があると考えるが、戸籍など特殊なものをのぞき、散逸していることは残念であるし損失であると考え	範囲が広いので限定できないが、過去の村の状況を如実に現すもの。また未来において判断が必要なものに材料となる可能性を有するものが当てはまる	
市	博物館	合併前文書の保存はない							○歴史資料の保存に当たっては現用文書の管理部門と文書館・博物館の資料管理部門との連携が最重要と思われるが、文書に対する資料的価値判断の基準として歴史資料の概念提示を望みたい	○行政区域の変更、地域住民の生活や政策課題に多大な影響を及ぼすため、様々な面からの地域の認識として、歴史的価値があると認められる文書は残すべき	行政が地域住民の生活に及ぼす影響の強いと思われる事項に關する文書	
市	教委社教	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状			○歴史資料や重要な公文書を保存し、利用に供するためには公文書館などの施設を整備していくことは大切なこと	○行政文書の中にはその地域の歴史や民俗を調べる際の重要な資料となるものが多い。また合併の際の経緯や背景を調べる上でも重要な資料である	旧戸長役場や連合村などの資料、市史および市史の資料となる重要な文書、調査研究、統計資料などに関わる文書、台帳・原簿のうち重要なもの、市の区域・境界名称に関わる文書、行政上の沿革を知る上で重要な文書	
町	教委社教	保存されていない	×	○		現状			×	○自治体によって行政の内容が違いうので必要である	資料が重要であるかどうかのランク付けが難しい。資料の取り扱い方で、資料の価値が異なってくる特に決めていない	
町	図書館	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状			×	○		
町	教委生涯	公民館	○	△		現状			×	○		合併経過が分かるもの、将来どのようなものが重要になるか分からないが、なるべく資料は残すべきと考える
町	教委	公民館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状			×	○各部署で重要な書類は永年保存として引き継がれるであろうし、旧市町村文書は合併後もそれだけで歴史の変遷から資料的価値があるとと思う	職前の資料であれば残されたものすべてが歴史的なものと考えられだが現代の情報化社会にあつては逆に永年保存（義務的なもの）以外に何を保存すればよいのか国から支持していただきたい	

市	博物館	博物館	×	×		その他、明治大正の行政文書がほんの僅かに残っている、かつて心ある職員が廃棄文書から抜き出したものと思われるが、文化財主管課で保存された。しかし文書からはうかがうことはできない、現在すこしずつ整理作業中	現状				○理念は分かるが河故公文書法ではなく公文書館法なのか？この法律の実現するならば文書館という施設の有無にかかわらず公文書廃棄の際には歴史的価値に基づき検証を行うことを義務づけるような公文書法がふさわしい。施設を作るための法律になってしまっている。施設のないところで単に保存年限によって機械的に廃棄されることになってしまう。行政局の文書担当課は歴史資料の意識を持つことまで現行法で求められていないので、法を越えた業務までは行わないのが現状ではないか	○自治体の成り立ちや地域性を伝えるものとして、時として非常に有用なものもあるはず。また通常では一般市民が知り得ない情報も含まれる可能性もあり、そうした点について何の検証もせずに廃棄することは地域にとつて大きな損失になるだろう	基本的には地域の変化を伝えるもの、あるいは継続性の理由を伝えるものだろうか？実際のところは判断しかねるというのが本音、現時点で不要と判断しても将来に渡って不要と言いつける自信はない
町	博物館	博物館	×	△	重要文書なので廃棄できない	未整理なので捨てることができない	現状				○全ての文書類が必要とは思われないが当該行政区全体で歴史を考えると、合併の要素として歴史的・文化的なつながりが強いから合併すると思うのでそれらの旧市町村の欠落がいかに支障を来すかという認識が大切である	各種統計資料、行政施策の実施に伴う意思決定書類、江戸時代の御用留のような日々の仕事の根拠が分かる書類、議会会議録、重要委員会等会議録、明議会議録、埋蔵文化財発掘調査関係書類	
市	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状				○歴史資料として重要な公文書と考えられる	少なくとも戦前の文書は全て含めると考える。また現在の文書については当時の文書規定で永年保存と定められているものが考えられる	
市	生涯	郷土資料室、 庁舎内書庫	×	△		歴史的資料として保存する必要があったものと推測する	現状				○歴史文化等を正しく理解する文化的遺産として保存及び活用が必要である	条例、規則、規定、土地関係文書、文化財関係	
町	教委	博物館	×	△	自治体史編纂に活用するため		現状				○後世に伝えることから必要であったが、公文書保存をする上で参考となる		
市	資料館	その他、合併前の旧村地域を管轄する事務所倉庫	×			未整理なので捨てることができない	現状				○(郷土資料館から文書系へ回覧、資料館は必要との回答ながら、文書系は無回答)		

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3	
市	編纂 庫	旧町村役場の行政文書の保存場所 利用しない場合 管理担当者はい？ 自治体史編纂以外に 他に願えますか？	保存処置を講じて残 してある	廃棄する場合 (その理由)	○	○	歴史資料とは	
市	図書館	その他、合併 前後に分けて いないが現用 文書は市長部 高の総務課、 歴史的に重要 なものは図書 館で	自治体史編纂に活 用するため しているの	別の保管場所 に移管予定、 所管について 検討中	○現用の公文書等が保存期間を終 えた時点で歴史資料として保存す るための基準がない。市民の財産 である行政文書が保存年限により 廃棄され、歴史担当の努力によっ てのみ保存されている現状は問題 である	○特に合併と断る意味がない。む しろ保存年限を一区切りとして考 えるべき、合併前の行政文書も合 め現用でなくなった行政文書が一 定のルート、基準によって取捨選 択され、大切な文書が保存される ことが必要である	行政区域の分離・合併に関する文 書、町の発展を示す文書、町の姿 態に関する文書、町の歴史が読み とれる文書	
市	編纂 館	編纂室、図書 館	自治体史編纂に活 用するため、重要 文書なので廃棄で きない	現状、マイク ロ化を逐次行 っている	○県レベルから市町村レベルまで 住民の意思を、文書が大切なこと を理解してもらえらるるよう日々 の努力が必要。法そのものより具 体的に行政の中でしっかりとした教 育をして人を育てていく必要があ る	○それぞれの自治体が選択基準を作 って作業をしていけばよい。本来 ならば行政庁全般を扱う国の統一 的な基準を作ってもそれも良いと 思います(強制するのではなくて 最低基準みたいなもの)		
市	編纂	編纂室、永年 は庁舎内書庫	自治体史編纂に活 用するため、重要 文書なので廃棄で きない	現状	○公文書を歴史資料として位置づ けた点に大きな意義がある。同法 の範囲ではないと思われが、情 報公開等により公文書が行政の内 部文書のみでなくなっている現状 において公文書館制度は歴史資料 として重要な公文書のみに限定さ れた段階を超えなければならな い	○合併により、地域行政の連続性 がとぎれることはないので	昭和20年以前の全ての公文書、過 去に永年保存に分類された文書、 国・県・市補助金による事業に関 するもの、重要または特格的な事 業・建築・公示・土地利用に関す る文書政策・交付税・起債・監 査・統計各種審議会に関する文書、 市民の要望書・陳情書	
市	編纂	その他、廃止 施設を保管庫 として活用	その他、閲覧 に供する整備 ができていな い	廃棄手続きを忘れ た	○重要行政文書の保管・保存につ いて、国が主体的に技術上の指 導・助言及び施設に対しても全 面的に支援を行って頂きたい	○旧町村役場行政文書はその地域の 近現代史を知る重要な資料であり、 当時の地域の状況を知るための最 良の資料と考える	人口・統計に関する資料、社会・ 文化的なもの、特格的な事件・事 業・災害に関する資料、遺産・決 算に関する資料、議案関係資料	

町	教委	庁舎内書庫	×	△		その他、管理規定もなくまた当面特定の目的を持ち保存しているわけではないが、歴史的価値が高いと考えられている		管理規定による	×地方公共団体の中でも規模の小さな市町村では公文書館の建設はできない。法制定の意義は大きいものと考えられるがこの法律だけでは公文書の適正な保存は促進できないと考える	○合併前に限らず合併後の文書も歴史的価値があるもの	国等から補助金事務などのように他に資料があるものをのぞく
---	----	-------	---	---	--	---	--	---------	--	---------------------------	------------------------------

新潟県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について			意見		
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者は？ 自治体職員以外に依頼できますか？	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する (その理由)	廃棄する場合 (その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村	教委	庁舎内書庫	○	×		○		○	○	合併を控えているため、十分公文書館法の勉強をした。歴史的文書の保存について現在検討している
市	教委生涯	図書館、庁舎内書庫、歴史資料展示施設の収蔵庫	×	○				○	○	市で作成した行政資料の内、将来市史を編纂する場合に基本的資料となるもの
市	編纂	図書館、編纂室が管理	○					○	○	永年文書、昭和30年以前の文書、当該自治体の歩みに欠かすことのできない特色ある事象が明確になる記録
町	公民館	編纂室	その他、兼務だが整備が不十分					○	○	地域における市民生活の記録及び市政の施策・企画を具体的に示すもの
市	図書館	文書資料室	○					○	○	情報公開等の合併後に継続される行政サービスへの対応のためはもろろん、市民生活や旧市町村職員・関係者の仕事を記録した歴史的な資料として保存されるべきだと思おう
市	編纂	編纂室、資料館、公民館、個人宅	○	△				○	○	個人的な見解だが将来何が歴史的資料となるのかはわかりかねるところがある以上、残せるものは可能限り保存したい

町	教委	編集室	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○この法に進じた公文書館がもっとたくさん設立できる社会になったと思う。より多くの人々に公文書館法を知ってもらいたい	○その地域の歴史を考証する上で重要な資料であるため保存は最低限の量でもすべきと考える	全ての行政文書にその可能性が含まれていて、保存すべき文書の量は一定量まで減らすことはできないと思う
村	博物館	資料館	○	○		現状		○設置の部分が多	○重要な歴史資料	その資料によっていちいち検討していないので一概にいえません
町	総務課	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要なので廃棄できない	現状	管理規定による	○施設の整備、管理運営に相当の事業費を要する。投資に対する行政効果も低く、財源措置等を以て施設整備の促進は難しい。資料が増えることがあっても減ることがない。記録・保存媒体の技術革新にどう対応するのかなど、保存・活用に対する規範が不明確である	○歴史資料は今に生きるもののためでなく、後世に生きるもののためにあるものと考えらる。歴史から学ぶべきことは多い	住民生活に転機をもたらすなど市町村固有の事業・事件・事象等で歴史的価値があると認められる文書、民間資料を含め資料をどのように収集し、その価値を選別するのかが課題
市	総務課	図書館	×	△		現状		○趣旨に賛同する	○	選別基準を定めていない。「公文書保存の手引きー歴史資料として残すためにー」新資料協の刊行物を参考にしたい
市	編集	編集室、資料館、庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない、その部署の管理他一旦廃棄されかけたが地元の有識者により民俗資料館への保管がはかられた	現状		○趣旨に沿って施策を進める必要があると思うが、その前に庁内の議論を深めないといけない	○公文書は一人役場のものではなく市民の共有財産であるので、将来にわたって保存措置を講ずる必要がある	
市	文化課	その他、歴史文化課資料室	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○趣旨は理解できる。しかし現実には法の趣旨がほとんどの自治体で体现されていない	○法3条に該当するから、特に長期保存文書は自治体が住民に保存を約束した文書と考えるとよいことから	執行機関、付属機関、議会等の文書で重要なものおよび将来において歴史的価値を有すると思われるもの、自治体及び自治体が事務をしている団体等の刊行物
市	公民館	図書館	○	○	重要なので廃棄できない	現状		○趣旨は理解できるが経済的・物理的などの面で充分に実施することができない	○将来の市史編纂資料として当時の時代研究資料として貴重な歴史資料となるものであるから	同左
町	教育課	公民館、町史編纂に関係しない文書は各課	×	△	自治体史編纂に活用するため			○担当部署は教育課であるが、こういった行政全体の公務に関することは首長部局が担当しないと意向が伝わらない。特にフレイミングシステム導入によって保存側(担当部署と首長部局)で考えが別れてしまうので、総務部局への周知が必要	○一つの歴史資料として価値のあるものとする	重要な公文書等というのはその時の調査研究の分野・分類によって対象が異なるので一概に一分野を指すことはできない
町	教委	公民館	×	×	その他、庁舎移転時に抜粋	現状		○都道府県レベルに設置してあればよいのでは	×どうしても必要なものがあればデジタル化	永年保存文書
市	情報館	図書館	○	○	自治体史編纂に活用するため	現状		○漠然としている	○歴史の流れを的確に把握していく意味で	全てまでとはいかないが、施策・事業・条例等のなされかわかるものや各種統計および統計に採り出されるもの、住民への公報資料など

村	教委	庁舎内書庫	○	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状			○必要と思う	○合併すると旧市町村の文書がなくなりやすいので特に注意して残すべきである	永久保存に該当する文書を言う
町	資料館	庁舎内書庫	×	△	情報公開制度による自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状			○必要な法令である	○自治体の推移、歴史を知り将来に活用するためには極めて重要な資料であるため	統計資料、報告書、パソコンソフト等の刊行物、意思決定、重要な判断がされたことを示す文書、時代のトレンドが分かる資料
村	総務課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			○一つの指針として重要である	○歴史は文書でしか残せないもので、現在だけの判断で軽々に廃棄すべきではない。残せるものは何でも残すことも必要である	明確な分類はされていないため回答できない
町	社教	編纂室、庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため	現状	保存場所が狭い		○法律を遵守することができるのは国・県レベルで、市町村レベルでは財政的に困難ではないか	○30年後50年後には重要な歴史的資料となる	議事録、組織、条例等の改変、各種委員会審議会文書、市町村間の提携文書、各著明民に関するもの、各種表彰者、広報誌など
村	教委	庁舎内書庫	×	△	その他、文書規定により保存		合併に向けて検討中		○保存種の細分、明示が必要	○歴史記録の後世への継承のため	文書管理規定の永年保存のもの
町	教委社教	公民館	○	○	自治体史編纂に活用するため				○目的は分かるが具体的な支援策が不十分である	○行政では重要でないと判断しても当該地域の住民にとっては重要な意味を持つものがたくさんある。	その判断は行政側から住民側から、歴史の専門家等多角的に検討されるべきである
町	編纂	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			○理念をうたったもので具体的な施策についての指針が少ない	○重要な歴史資料であるから	各種統計資料、予算・決算関係資料、議会資料
町	教育課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	総合的な資料など
村	生涯	公民館	○	△		現状			×	○	
町	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	
村	資料館	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状			×	○	
村	教委	庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状			×公文書館がないが、文書の保存は必要と考える	○市町村の過去の成立を考えると必ず必要と思う	
村	教委社教	その他	×	△	重要文書なので廃棄できない、当時の職員の判断により残すものと廃棄するものに区別された	現状			×今後も膨大に増加するであろう文書について、保存に対する判断基準を設定することは必要だと思ふ。また保存されるべき文書は一括管理されるべきと思う	○旧市町村の成立や当時の行政運営について回顧する場合に必要となる	議事録、市町村勢要覧、市町村の発刊・発行物、学校沿革誌、年度計画、写真・図面・各種選挙資料
町	教委	資料館	×	○	自治体史編纂に活用するため	現状			×実際問題として、公文書館の建設は難しいと考えられる	○	自治体史の編纂に際して必要と思われる文書
町	教委	公民館、廃校になった施設	×	×	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定	現状			×担当職員の異動が3～4年で実行されるので、知らないで過ごしている職員が多くなっている	○行政が広い区域になると小さな単位の集落や旧町村の歴史を語る資料が無造作に捨てられる状況を	合併以前の町村行政の財政資料、統計資料、映像資料、町村広報誌、公民館報

町	教委	資料館	○	○		重要文書なので廃棄できない		現状			×地方公共団体が所有する文書の保存について、国の法律があると驚いた	○現市町村合併がいわれる中、郷土の歴史を後世に残す必要があると思う	市町村の生い立ち経緯の分かるもの
町	総務課	庁舎内書庫	○	○		自治体史編纂に活用するため		現状			×必要であると思うが、現状を考えると財政上・人員上設置は難しいと考えられる。利用状況も含めて考えると公文書の保存は必要であるが、公文書館の設置は難しい	○市史の編纂のために必要である	市町村合併の有無にかかわらず町の歴史を振り返るという意味では今後必要であると思うので行政文書の保存は必要、町制に採ることで、イベント・表彰など

石川県

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について			意見			
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	自治体史編纂以外に依頼できますか?	保存処置を講じて残している	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存している	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町	教委	博物館	×	△		その他、旧自治体の吏員遺族や収集家より寄贈を頂いた	現状		○このような法律があっても規模の小さな自治体では公文書を後世に残すという認識が全くありません。現に当町は昭和29年に合併してきた町ですが、合併された村の資料はその後公民館と農協に保管され、当博物館では、古文書で公文書が売買され、当博物館に入ってくる有様です。平成の合併がすすむ中、もって法律に強制力を持たしてほしい	○どのような文書にしる人間の歴史がある限り、人々の生活に係わる重要な政策等の文書は残すべきだと思います。なぜなら後世に物事の経緯について前世の文書をたどることにより、過去の人々の知恵や工夫が分かるからです	明治期の戸長役場文書、議員任命状、学校公共施設の建設・設計、昭和29年合併議事録、町営電気事業など。今後も施設建設や合併議事録・姉妹都市提携書など重要な記録は後世に残す必要があると思います	
市	資料館	資料館		○	自治体史編纂に活用するため	現状			○より周知に努めて保存すべき資料を積極的に残していかなければならないと思う	○当時の歴史、社会状況を知るために重要な資料になると考えるため		
村	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない			合併協議の中で現在検討中	×	△必要か不必要かの基準が現在明確でない。また合併を控えて保存場所(現庁舎が残るかも不明)が確保されるか分からない	わからない	
町	教委	図書館 庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状		×	○		
村	編纂	編纂室	○		その他、不明	その他、大火による戸長役場の焼失や移転により、明治の文書はほとんどなく編纂事業により数点程度は保存されているのが現状	別の保存場所に移管予定		×	○村史編纂事業に携わるとその必要性がよく分かる	全て。現在は重要でないと思われるものでも、50年後100年後には見解が変わってくることがあると思われる	

福井県

村	教委	図書館	×	△	自治体史編纂に活用するため	未整理なので捨てることできない	現状		×必要な法律だが保存して行くにはたぐさんの量になり施設の整備が急務である	○時代の推移等を知る上で必要になってくる	どの程度まで保存すべきか範囲が分からない
市	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	廃棄手続きを忘れた	現状	文書自体の必要性がない	×歴史資料として重要な公文書等の解釈が難しいように思われる。同時に公文書の保存年限を決定する際に慎重な判断が必要であると思われる	△どのような公文書が歴史資料として重要なか、あるいは歴史資料として重要でなくなってくるか判断しづらい	

古い行政文書の現状

		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	廃棄する場合(その理由)	D-1	D-2	D-3
--	--	------------------------------	-------------------------------	----------------------------	--------------	-----	-----	-----

今後の行政文書の保存について 意見

役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか？	自治体史編纂以外に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
----	------	-----------------	---------------------	-------------------	---------------	-------------------	----------	--------------	-------------	--------

町	教委	文書館	×	○		未整理なので捨てることできない	現状	○	○	自治体史編纂の上で最低限必要なもの
---	----	-----	---	---	--	-----------------	----	---	---	-------------------

市	教委	文化生涯学習課の倉庫	×	×	自治体史編纂に活用するため		現状			本市を説明する上で必要な文化的文書
---	----	------------	---	---	---------------	--	----	--	--	-------------------

市	編纂	資料館、博物館	○	×		合併時点で戸籍・土地に関するものなど市にとって必要なものを移管したが、大部分の公文書は廃棄された模様、廃棄された博物館収蔵庫で保存できるよう交渉中	合併前の行政文書を残さないと歴史がとぎれてしまう	○市史編纂作業でも困っているのが明治以降の行政文書の残存状態が悪いこと、このままでは近現代史の執筆が危うい状況。今後のためにも編纂室が中心になって保存方法を構築しなければと思う	現時点であるいにかけることはよくない。できる限りの保存を考えるべき。公文書の他にもコンピュータデータの保存管理も考えるべき
---	----	---------	---	---	--	---	--------------------------	--	---

市	編纂	編纂室	その他、担当者はいるか未整理	×		別施設に置かれていて気付かなかった	現状		○	当市の歩みを理解することのできる公文書
---	----	-----	----------------	---	--	-------------------	----	--	---	---------------------

市	教委	図書館、博物館	○	○	自治体史編纂に活用するため	各課にて永年保存文書とした	現状	文書自体の必要性がない	○法の趣旨については理解できるが、現状では保存場所に限りがある。また、今後の資料については公示という面、保存面、専門員とすることを考えると困難なことが多いと考える	○確かに昭和30年代の合併前の資料を探すということでも困難な面が多く、一か所にまとまった施設があることが望ましいと考える	昔の生活様式を知る手かがりが急速に失われていく現在、行政資料のみならず、広く民俗資料的なものも含めたい
---	----	---------	---	---	---------------	---------------	----	-------------	---	--	---

町	教委	資料館、図書館、各課	○	△	重要文書なので廃棄できない		現状、別の保管場所に移管予定、文書館等の設置	×	△	地図図・道路河川図、寺方文書、区有文書、町の伝説集、周知遺跡地図、神社由来文書、市町村合併に関する資料
---	----	------------	---	---	---------------	--	------------------------	---	---	---

町	教委	資料館	○	△	その他、地域資料として研究・活用するため		現状		×近代以降の資料は軽視されがちなので積極的に保存していくために必要な法律だと思う	○歴史資料として地域を知る上で重要なから
---	----	-----	---	---	----------------------	--	----	--	--	----------------------

市	教委	その他、ほとんどもが旧村単位にある部・市図書館	×	×	未整理なので捨てることができない	現状			×公文書に限らず古文書類についても保管の必要があると考えられるので当該法律が整備されていることはよいことである。ただし当市では古文書の保管や公開も充分でなく、公文書まで手が回らない	○公文書は市史編纂資料としてもあまり利用されていないが、いずれ必要になる日が来ると思う	継続的刊行物、市広報、要覧、統計書等
町	教委	資料室	×	△	未整理なので捨てることができない		管理規定による	×特になし	○	○整理管理コードなどで	特になし
町	教委社教	庁舎内書庫	○	△	未整理なので捨てることができない	別の場所に移管予定、書庫		×保存引継を行います	○	○整理管理コードなどで	地元の財産

山梨県

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について						意見	
			保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？								
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体職員以外に依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か		歴史資料とは	
町	教委	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状		○	○	○			
村	教委	庁舎内、各担当	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	廃棄手続きを忘れた、未整理なので捨てることができない	現状	管理規定による	○	△管理規定により保存年限の間中は保存すべきと考える。一方で、個人情報等を多分に含むため、保存している文書を図書館や資料館で管理し、公開・閲覧できるようにするためには難しい問題がある。そのため庁舎内で保存することとなるが、書庫が狭く、全ての文書を将来のために保存することも困難である。100年200年先を見通し、現在文書を残すことの重要性は理解できるのだが	議会に関するもの、選挙に関するもの、監査に関するもの、条例、統計資料、人事記録、総合計画に関するもの予算に関するもの、税務に関するもの、戸籍に関するもの		
村	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状	管理規定による	×	○			
村	教委	公民館 庁舎内書庫	×	×	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状での保存を考えているが、合併後に現在の保管施設が他の用途に使用される可能性もあり現時点では不明		×公文書は保存年限がある場合、それを過ぎれば廃棄されるので、このような法律があることを周知することが必要。歴史資料として重要な公文書等では表現が曖昧で、担当の解釈次第で選択にばらつきがでるのであるのだが	○その種類、内容にもよるが重要な決定事項についてはその審議から決定の過程を文書によって保存しておくべきと考える	村議会の議事録、裁判の記録など今日に通じる重要な決定のなされたもの、広報		
町	総務課	その他、文書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない	現状			×小規模市町村ではとても対応できない。とてもすばらしい、理想であり夢のようなこと	○新町としての統一的町史作成のため、町としてのアイデンティティーの確立のために利用	広報、議会広報、各種発行図書		

市	編纂	編纂室、庁舎内書庫	○	△	保存場所・機関等なし	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状		○重要である	△必要なものと不要なものがある	
村	教委	資料館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	その他、後世において活用するため	現状		○重要なことと認識している。小規模市町村においては設置・運営は財政的に無理がある	○保存が必要なものはできる限り保存し、後々の資料としたい	埋蔵文化財関係書類、土地台帳、地籍図、大規模事業関係書類
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	未整理なので捨てることができない	現状	保存場所が狭い、整理しづらいので判断する	○重要なこととは考えるが規模の小さい市町村では単独施設の設置、人員体制で困難な部分が多い。むしろ公文書整理に関する費用、方法等について国等の措置を求めたい	○今後研究が進み公開要望が多くなる時代のものであり必要。旧町村から引き継がれた文書であり、重要度は高い。過去の経緯等調査する場合もきちんと整理保存されているほうが活用しやすい	当町は昭和30年に合併しており、目安として合併前を歴史資料と考えてよいと思われる。しかし保管状態が悪いので処置が必要
村	教委							担当職員の判断に基づき残を精査する	○趣旨には賛同するが新たに公文書館を建設することは財政的に難しい。既存建物の利用、図書館等に付随する等の方法で対応できると思われる	○地域の歴史・文化を継承していく上で必要	現在における行政施策を進める上で参考とすることができ資料であることが必要
村	教委	資料館	○	×	重要文書なので廃棄できない		現状		○積極的に取り組む必要がある。また合併を目前として急務であるが人材不足のため取り組みが困難である	○村の歴史を物語る重要資料である	記念館所蔵古文書、庁舎内の公文書
町	教委	博物館	○	△	その他、土蔵に保存されていた		現状		○設置義務を強化すべき	○貴重な資料となりうるものが多いため、文書処理規程による	学芸員、またはアーキビスト、その相当職が必要と認めたもの
町	博物館	博物館	○	△	その他、自治体史編纂で将来活用するほか、日常の学芸活動や来館者の研究活動に利用してもらいたいなど複合的な目的のため	その他	現状		○そのとおりだと考えているが、目下博物館に公文書館の機能も持たせることを考えているので、必ずしも公文書館の必要はない。あっても予算的に建設が厳しい	○将来の自治体史編纂に必要であることはいうまでもなく、日常の調査研究や歴史研究に欠かせない書及び図面を永年保存するとしているが何を指すか具体的な内容は今後詰める段階	当町の公文書取扱規程に歴史資料の保存がうたわれ、41条保存区分別表に町史編纂の資料となる文書及び図面を永年保存するとしているが何を指すか具体的な内容は今後詰める段階
町	教委	庁舎内書庫	○		重要文書なので廃棄できない	その他、各財産区(旧町村の財産の管理)の判断による	現状		○小さい市町村では館の設置及び調査研究は難しい	○近年の事例ほどわからない場合が多いのでは	
村	教委	博物館	×	○	重要文書なので廃棄できない		現状		○どのような文書を保存すべきか、どのような文書なら廃棄してよいのか明確な規定を設けてほしい	△	不明
市	編纂	旧役場、地域史研究事業準備室、庁舎内書庫		△	重要文書なので廃棄できない	捨てないよういわれている	別の保存場所に移管予定		○非常に面白いと思う。この法を持って各支所(旧役場)へまわって捨てないよう依頼して歩いた	○歴史的に重要だから	永久保存文書としてラックされたもの
町	教委	図書館		×	自治体史編纂に活用するため		現状		○ナライバシーに配慮し保存すべき	○行政システム等を歴史資産として残すため	過去の行政その他に関するもの
市	編纂	編纂室	○	○	自治体史編纂に活用するため		別の保存場所に移管予定、図書館の新設		○法については市史編纂過程で集めた資料(歴史資料として重要な公文書等)は編纂完結以後も継続して保存に努め、市民の利用に	○合併前旧市町村の行政文書がなければ現在市域全体に及ぶ市史の編纂は極めて困難である。いま合併問題が進められている中で当該	一般的に職前の役場文書や職後の支所文書がほぼ完全に保存されている例を思えば、全ての市役所文書が該当するものと考えるが、実

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
町	教委	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合、管理担当者へ？ 自治体史編纂以外に依頼しますか？	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する (その理由)	廃棄する場合		
町	教委	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	
村	教委	庁舎内書庫	○	×	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	
町	資料館	資料館	○	△	重要文書なので、各地区の連絡所に継続して保管されていた	その他、未整理のまま別施設に収納されていた、庁舎移転等も関係	現状	
市	編纂	編纂室	○	△	重要文書なので、各地区の連絡所に継続して保管されていた	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別の保管場所に移管予定、編纂室に検討中	
村	教委	編纂室	×	○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別の保管場所に移管予定、編纂室に検討中		
町	教委	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	重要文書なので廃棄できない	現状	
市	資料館	資料館	○	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	
市	教委	旧町村単位の事務所、公民館	その他、保管場所により異なる	×	捨てないように言われている	現状	現状	
					○施行後あまり活用されていないように感ずる	○自治体の歴史・変遷を示す原資料である	その自治体の歴史・変遷を示すのに必要な資料	
					○公文書等を歴史資料として保存・利用することが重要であり、必要な法である	○昭和三1年の合併時に公文書が廃棄されており、今回の町史編纂に支障を来している。保存の必要性を感じる	旧町村の行政文書に限らず、現在作成・廃棄されている半現用文書であっても将来重要な行政文書となると考えます	
					○公文書等を歴史資料の一つとして位置づけ、その保存と利用の措置を定めた館法の存在は公文書の廃棄に一定の植止めをかけるものがあり、意義深いと考えている	○当町は市町村合併を協議する中で町史追録版として戦後の町史を編纂中である。歴史資料として行政文書の保存は必要である	市として、意思決定がなされ、関係機関に通知・通達された文書。あるいは何い、司令などの往復文書、ある特別な事業の計画立案・決定に至関連文書	
					○公文書等を歴史資料の一つとして位置づけ、その保存と利用の措置を定めた館法の存在は公文書の廃棄に一定の植止めをかけるものがあり、意義深いと考えている	○昭和三1年の合併時に公文書が廃棄されており、今回の町史編纂に支障を来している。保存の必要性を感じる	旧町村の行政文書に限らず、現在作成・廃棄されている半現用文書であっても将来重要な行政文書となると考えます	

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について			意見			
	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3					
役場	担当窓口 旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは		
市	博物館	庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため	合併に向けて協議中	○	○	教育関係、産業関係、交通関係、芸術文化関係、観光関係、交通関係、戦後関係、町村合併関係の文書、資料として保存しているが現在は市史編纂事業上必要な資料を保存している		
市	教委社教	庁舎内書庫	○	△	議会の議決書のみ保存	現状	○	○	公文書館法第5条に関連して全国的に見て都道府県又は政令指定都市のような規模でなければ設置は難しく、このような中で歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用については多くの自治体では公立図書館等において実施していると思われる	△行政文書の中でも永年保存となっているものは当然保存し、後世に伝え残す必要が有るが輕易なものまで保存する必要はないと考え	町史、村史等の合併前の町村史、および各区の区史や市史、議会関係の文書など重要なものは永年保存しなければならぬ
市	教委文化課	図書館、庁舎内書庫	○	○	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状			町史の発展に係る資料となるもの		
町	教委スポーツ文化課	公民館、教委文化課	○	△	別施設に置かれていて気付かなかつた	現状			○とくにより理由など無い。行政に課せられた義務	町史の発展に係る資料となるもの	
市	教委生涯文化係	編纂室	○	○	その他、規定がない	現状			過去の経緯は将来とも行政の立案・執行の場に生かされるべきであると考える	町史の発展に係る資料となるもの	
市	教委社教	庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状			○同法に基づく施策や事業が、自治体において反映されていない	○過去史の資料として重要なものは保存が必要、合併時に文革廃棄等の混乱が市町村で起る可能性があるが有り、注意が必要である。所管について総務系か自治体史編纂系か一本化の必要もある	近現代史を編纂する上で必要と考えられる資料(分類整理され、専門家による調査に基づくもの)
市	社教	文書館	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状			○とくになし	○旧市町村の意思決定等経緯の分かる公文書で、歴史的に重要であると思われるものは保存していくべきだと考えている	議事録、旧公図等の歴史的事実や旧市町村の意思決定が分かる公文書をさすと考えられる
町	教委	合併なし				合併前の市分に関しは後検討			○何が歴史的資料として重要か否かの判断が難しい。また専門職員その他の職員を置くものとする	△文書取扱規程により文書保存を行っている。現在の行政文書も庁舎建設のために引越しを行っている	歴史資料として重要な公文書等とは何か、どこの市町村でも市史、町史を作成しているがそれぞれに記載

										○非常に重要な意義を持つ。合併後の課題として公文書館設置を訴えている。合併では必ず空室ができる。全国規模で空室を保管施設として将来は公文書館ができるような取り組みができるとよいと思います。合併まで2年を切っています。世論に訴える関係者のご努力をお願いしたいところです	○中世・近世の古文書が価値があるのと同様な価値を有する。町史編纂を行なった際にたまたま旧3村のうち、1村の文書が相当まとまって残っていたため、執筆に大変役立った。現在の町の公文書も未来においては歴史資料となりますので保存は必要である	国政により町で推し進められた事業、町で単独で行なった事業など行政の歴史が分かる資料、災害の記録、土地の利用に関する記録、自然に関する記録など町の姿が分かる記録								
町	編纂	資料館	×	×						別施設に置かれていて気付かなかつた	別の場所に移管予定					○法律の趣旨が実行されることを望む	○時代の地域の姿を最もよく記録している史料群であるから、各自治体はそれらを保存し、後世に伝える義務がある	重要な政策決定に関する公文書及び付属資料、各セクションで発行する年報・統計類		
市	図書館	図書館、庁舎内書庫	○	○							現状									
町	教委社教	図書館、その他町史の行政文書の一部は保存されているが他の多くは各課によって廃棄されている	×	×							現状									
町	教委	資料館、図書館	○	△							現状									
町	資料館	資料館、町史編纂のための資料	×	△							現状									
町	公民館	庁舎内書庫、耐火書庫	○	△							現状									
町	教委	庁舎内書庫	○	△							現状									
町	教委	資料館、博物館	○	×							移管予定、資料館等									
市	編纂	庁舎内書庫	×	×							現状									

○公文書館法に基づき公文書館の設置はしていないが公文書の保存については総務課が主管となって行なっている。公文書館法にいう歴史資料として重要な公文書の取扱いについては市の文書取扱い規定に定められ、市の歴史に関する資料となる文書等については同規定により永年保存と定められている。そのため公文書館法に基づき歴史資料として重要な公文書等としてその保存等について別に規定を設ける必要があるかどうか検討したい

○旧市町村単位の歴史を示すものとして残すべきと思う

○歴史的资料として管理することが適当だと認められるものについては、当該公文書について保存の必要が考えられる

市史編纂に関する重要な文書、市の歴史に関する資料となる文書、行政区域認定・変更に関する文書、隣接市町村編入に関する文書、字区域設定変更に関する文書など

市史

県史

市	図書館	図書館	×	×				その他、編纂事業をはじめたとき個人等の所蔵となっていたものが寄贈された	現状				×	×今後の参考にしたくない	○	明確な定めがないのが現状、永久保存の規定はあるが	
町	商工課	資料館	○	△	重要文書なので廃棄できない				現状				×	×地域の歴史文化を残していく上での法整備は必要	○	○施策・地域の歴史を現す文書については行政文書の中に含まれるのが多いため	原則として文書管理上永久保存の文書になると思われるが具体的な取り決めはない
町	教委	庁舎内書庫	○		自治体史編纂に活用するため			未整理なので捨てることできない、3年前に必要不要を整理した文書が現在ある	現状				×	×地方公共団体の職員(特別職、課長など)がこの法律の目的・意義を理解し今後行政上の措置をどのように考えるか検討すべきと思う	○	○仮に自治体史を編纂してあっても市町村の歴史の変遷に係るような重要な史料については、現物に勝るものはないので保存すべきと考える	町の歴史の変遷が明確に証明されるような資料
町	教委社教	資料館、庁舎内書庫	×	○	自治体史編纂に活用するため				別施設に移管予定				×	×必要性は理解できるが公文書館の設置もそれに関する職員の配置も小さな地方公共団体では難しい。また公文書保存の意識も各課・各人によって随分と差があり、廃棄に廻ってしまうことも多いと考える。地方公務員などの研修の際に一度は説明するなど存在意識を持たせたい	△	△保存場所に限りがあること。村史などに掲載されている部分で賄えること、保存資料の必要性の低さ	工事等の年代が判別できるもの、旧役場文書
市	図書館	図書館	×	○	図書館資料として保管し閲覧に供している				現状				×	×必要なことだと思う	○	○市の歴史的資料であるため	市が市制施行から歩んできた様々な行政資料、市の関する古文書
町	教委社教	資料館	×	△	重要文書なので廃棄できない			未整理なので捨てることできない	現状				×	×法制度の認識が無い	○	○市町村の歴史の記録保存のため	文書管理規定において廃棄基準が定まっているので永年保存以外の文書の中で町作りの基本計画の策定に必要としたもの等
町	教委事務局	編纂室	○	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない			捨てないよういわれている	現状				×	×保存・利用についての規定が不明確なので今後参考にしていきたい	○	○合併後も将来通史などを作るときに必要となるため	各地域に残っている古文書の類
町	編纂	編纂室、庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない				別の保管場所に移管予定、町史編纂室				×	×歴史資料として重要な公文書等を保存するのは当然としても現在の公文書が時を経て歴史資料となるまでにはいくつもの関門がある。5年で廃棄して良いものが100年経てば歴史資料となるのでしたら何も廃棄できなくなってしまう。高性能のフタイリコンシステムへの必要性を訴えるには効果的かもしれない	○	○合併直後に一時的に必要となつた後、100年経てば今後は歴史資料としてよみがえるといふことでしょうか	住民に直接影響を与えたり、市町村の有様を示すような文書

町	教委	編纂室	○	×	自治体史編纂に活用するため		現状		×近々町史史料編近代の編纂に取りかかる予定。文書の保存量が少ないことに驚いている。公文書館法に基づき文書が保存されることが望ましい	○	編纂事業に関しては様々なデータが必要とされるので、正直絞りきれない
町	資料館	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため		現状		×公文書も今後歴史資料として重要なものとなってくると思われるので、このような法律は必要である	○公文書も今後重要な歴史資料となる	その町の歴史を知る上で今後重要となってくる文書など
市	民俗資料館	資料館	○	×	ただし学術研究は可 自治体史編纂に活用するため		現状		×小都市であり財政力から設置が難しい。編纂事業などがあれば設置気運も盛り上がるが事業の予定はない。民俗資料館で市制施行前の旧役場文書を保管	○市史及びその編纂上必要な資料は、学術研究目的で保存が必要	市制施行前の旧役場文書
町	資料館	資料館	○		自治体史編纂に活用するため		現状		×町村の場合公文書館の設置は財政的に難しい。抽象的すぎて分からない	○合併前の旧町村の内容歴史等は行政文書でしか知ることができない。ただし、虫の入った文書や紙質の悪い文書は保存が難しい	基本的には全ての公文書、ただしそれは不可能なのでその町村の実情にに応じて選別・保存すべき
町	教委	い			保存していい				×必要性は感じるが小規模市町村では人的・施設的に無理	○災害の記録や産業の記録など歴史資料として価値を持つと考えられるもの	他市町村の保存文書の基準があれば参考としたい
市	資料館	資料館	×		自治体史編纂に活用するため		現状		×保存年限が切れたものを拾い上げて保存していくようなシステムが明確化されていないのでわかりにくい。歴史資料の意味が古いものと考えてしまうと昭和・平成のものは落ちてしまう	○合併前の旧町村の歴史も本市の歴史であるため	議会記録、大規模事業記録
町	博物館	博物館、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため		現状		×隣接町と合併予定、合併する町の文書がどうなるか不安	○必要だが、文書量が膨大で整理が追いつかない。上級官庁からの通信連絡文は不要と思われるがオブリジナルの印刷物は保存が必要	印刷物、パンフレット
町	教委	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない 自治体史編纂に活用するため		現状		×歴史資料として重要なものに関しては積極的に保存しなければならぬ	△重要だと思えるものを選ぶ必要がある。保存場所に制限があるため	町の歴史に関係するもの、当時の概要等が分かるもの
市	教委社教	歴史館に保管			行政文書は検索可能		現状				
市	編纂	庁舎内書庫			その他、管理担当者は保管場所にはいない		現状			○市の沿革に係わる歴史的記録であり市史編纂時において重要な資料となるため、旧市町村の権利義務は新市に継承されており住民からの開示請求の対象にもなりうる	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見				
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者はいませんか?	自治体史編纂以外に依頼できますか?	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	残されている文書はどのように取り扱う予定ですか?	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	教委	その他、各担当課	○	△	重要文書なので廃棄できない				文書自体の必要性がない、管理規定による	○国または地方公共団体が保管する公文書以外の書籍・資料についても、法律を定める必要があると思います	○歴史を知る上で貴重な財産であると思います	土地台帳、家屋台帳、公図
市	総、総務課	庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残した					○公文書館の必要性は充分認識しているが、財政的な面でそこまで至っていない	○市の歴史を調べる上で重要	文書管理規定で規定されている永年文書
市	編纂	文書保存室	×	○	その他、重要文書として永年保存となっている		今後の取扱いについて検討が必要			×	△一概に要不要といえないが合併後の事務に支障を来さないよう、市史の資料としての重要性を考慮して判断することが必要	時代による変遷及びその過程を重視できる資料で将来に伝承すべきもの
村	教委	庁舎内書庫	○	○		捨てないようにいわれている	現状			×	○明治・大正・昭和初期の地域の生活文化を知ることができ、後世に伝えるために重要であると考える	
町	町民会館	編纂室	×	△	重要文書なので廃棄できない		現状			×	○	分からない
町	教委	資料館	○	○	その他、資料館が散逸しないように早めに手当を講じた		現状			×	○今後の現代史・地方史の解明と将来への指針とするため大変重要な法文である	区有文書、財産区文書、役場の重要文書
町	教委	図書館、資料館、庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない		現状			×	○過去の経過等を将来的に残すことで歴史保存を可能とする	歴史的財産が記載されている文書、経過・変遷が記載されている文書、その他重要と判断される文書
町	図書館	ほとんどない	×	×		未整理なので捨てることできない、別施設に置かれていて気付かなかつた	現状			×	△	議事録、予算書、各種統計資料
市	教委	庁舎内書庫	○	△	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った		現状			×	△小さな町においては公文書の整理について専門職員を置くことは不可能であり、兼務の職員が文書管理を行うことしかできない	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
町	資料館	旧町村役場の行政文書の保存場所 ○ 利用したい場合管理担当者へ？ 自治体編纂部外へ依頼できますか？	保存処置を講じて残している	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する 廃棄する場合（その理由）	公文書館法をどう考えるか ○	行政文書の保存は必要か ○ 博物館にとつて一次資料の保存は不可欠のものである。ただし歴史資料として 地域の歴史を明らかにする資料として	歴史資料とは
市	博物館	県立図書館、庁舎内書庫 ○ 船資料として登録されたものについては、特別利用申請によって可能、未整理資料はできない	重要文書なので廃棄できない	現状	○ 公文書館法の目的に合うように公文書等は歴史資料となるものであり、合併の前後を問うものではないと考える ○ 公文書館法の観点からみれば保存の必要性は低い。自治体の変遷などを後世に伝えていくべき歴史資料として重要なものが含まれているため、保存年限のみを基準に安易に廃棄すべきではない	○ 本市では議会の会議録等を重要な公文書等として保存している	基本計画、予算書決算書、事務報告書、広報、議会議事録その他永年文書	
市	編纂	庁舎内書庫、支所、公民館 ○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○ 法律にうたわれている理念、施策がなかなか実現できないのが問題だと思われる	○ 合併後も後も含め内容により保存が必要なものもあると考える。判断で処分されたりする傾向が強く、残念な結果になるおそれもある。小さな市町村では公文書の整理も徹底できないところが多くあるのではないかと。早くから取り組む必要性を感じながらできているのが現状	国または地方公共団体が保管する公文書その他の記録	
町	編纂	編纂室 ×	その他、一般閲覧ができるよう取り組む方針	現状	×	○ 合併前も後も含め内容により保存が必要なものもあると考える。判断で処分されたりする傾向が強く、残念な結果になるおそれもある。小さな市町村では公文書の整理も徹底できないところが多くあるのではないかと。早くから取り組む必要性を感じながらできているのが現状	記述が難しいので省略	
町	総務課	編纂室 ×	△	別の保存場所に移管予定、未定	×	○ 公文書等を歴史資料として保存することは大切であり、都道府県が率先して施設を設置すべき	○ 自治体史の編纂時に必要	
町	教委生涯	庁舎内書庫 ○	△	現状	×	○ 今回初めて知った。歴史資料の定義が不明確、明文化できないのかもしれない	合併前の村の動向を示す文書	
町	教委	庁舎内書庫 ×	情報公開条例に基づき	現状	×	○ 必要なものもある。歴史の解明その資料がなければ歴史の復元が不可能なもの		
町		庁舎内書庫 ○	△	現状	×	○ 目的・責務に加えて公文書が国民の共有財産であることが追加さ		

市	編纂	庁舎内書庫、平成15年10月、文書館開設後は担当者が文書館開館予配置	×	文書館設置の他、情報公開制度による開示請求	その他、保存期限に永年の種別がある	○	別の場所に移管予定、文書館	○	○国及び地方公共団体が自ら歴史資料として重要な公文書等について判断し、特性や地域性を生かした独自の公文書館の構築をしていくこととされている	○合併前の旧市町村の行政文書は歴史学的、文化的に価値のある文書であるため、地域における時代、時代の歴史や文化を未来の市民に継続的に伝えるために重要な意味を持つ	必要がある。
市	編纂	編纂室	○	×	その他、旧町史編纂のため集められ、そのままであった	○	現状	○	○歴史的に重要なものとして保存は必要と考える一方で、事務事業での活用がないためどちらともいえない	○行政の継続性をはかる上で欠かせないものであり、住民の権利・地域の利益を保護するためにも旧行政体の文書は必要である。ただし行政体の内容による。保存の当否	平成15年10月に(仮称)文書館を整備する中で歴史的・文化的価値を有する文書についての評価、選別基準、歴史資料として重要な公文書の定義についても検討していく予定
市	総、法規文書課	その他、公文書館準備室	○	△	その他、当時の職員	○	現状	○	○公文書館法そのものはよいが、行政上今後どのような取り組みが各市町村で行われるかである	○戦前には合併が行われ、その後の庁舎の移転建替え等で多くの行政文書が廃棄されたため僅かしか残っていない。自治体の歴史を考える上でこのような行政文書の保存は是非とも必要と思われる	行政文書収集基準、様式・表彰・行事に関するもの、総合計画・広報企画文書、制度の新設・変更・廃止、条例・規則の制定、選挙・予算・税・基金・公有財産・機構改革・市議会・委員会・監査、施設の設定廃止、事故・災害、社会経済の変化、法令等で20年以上の保存が義務づけられている文書、その他保存することが必要だと認められる文書
市	編纂	編纂室	○	△	個人情報保護の観点から		現状		○公文書の保存の上では重要だと思いが、財政状況の悪化で公文書館の設置や専門職員の配置などは中小自治体にとっては極めて困難。公文書館法を生かしていないのが現状	○地域内の歴史資料として重要な公文書である	施設の転機や大きな方向付けをしたようなものであって、後世に伝える必要があると考えられるもの
市	社教	図書館、庁舎内書庫	×	○	重要文書なので廃棄できない		現状		○公文書の保存の上では重要だと思いが、財政状況の悪化で公文書館の設置や専門職員の配置などは中小自治体にとっては極めて困難。公文書館法を生かしていないのが現状	○戦前には合併が行われ、その後の庁舎の移転建替え等で多くの行政文書が廃棄されたため僅かしか残っていない。自治体の歴史を考える上でこのような行政文書の保存は是非とも必要と思われる	市の歴史や発達過程を示す公文書、行政図面、写真等
市	教委	庁舎内書庫	○	×	その他、永年保存扱いのため		現状		○公文書の保存の上では重要だと思いが、財政状況の悪化で公文書館の設置や専門職員の配置などは中小自治体にとっては極めて困難。公文書館法を生かしていないのが現状	○戦前には合併が行われ、その後の庁舎の移転建替え等で多くの行政文書が廃棄されたため僅かしか残っていない。自治体の歴史を考える上でこのような行政文書の保存は是非とも必要と思われる	議事録、事務報告書、統計書、公有財産簿、条例規則関係、主たる施策関係、決算関係
市	情報管理課	庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため		別の場所に移管予定、図書館		○第3条は曖昧な表現ながら我々の業務の拠り所となるものである。3条と4条の関連が業人にはわかりにくく公文書館設置を積極的に推進しようということは条文から伺うことはできないが、歴史資料としての公文書の保存・利用を必ずしも公文書館だけが担うわけではないので、やむを得ない。責務を全うするための方策は各機関にゆだねられているのが現状である	○地域の歴史資料として重要な公文書である	具体的にあげることができるのは、その時々行政の動向や地域のおけるその他の記録には図面や刊行物・電磁記録媒体による記録や業務遂行上作成された個人持ちの綴りも含まれる
市	総、情報文書課	庁舎内書庫	○	△	その他、各種行政文書の整理・保存・活用を目的とした事業の一環として本庁舎における一		現状		○地方公共団体が非現用公文書の保存・活用を行うに当たっての法的な根拠となるものである	○行政の継続性をはかる上で欠かせないものであり、住民の権利・地域の利益を保護するためにも旧行政体の文書は必要である。ただし行政体の内容による。保存の当否	本市の文書取扱規程では歴史的・文化的変遷を理解する上で価値を有する文書と規定している

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは	
村	教委	庁舎内書庫 別のところに△ いる	重要文書なので廃棄できない	廃棄する場合(その理由)	○	○	現在残っているのは財産に関するものが主である	
町		その他、博物館× 館の倉	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	町でも合併の話があり、どの文書が歴史資料としての公文書になるのか分からない。保存は必要と考えるが各課にどれを残すか説明できずにいる。どういった文書が必要か教えてほしい	
町	教委	編纂室 ○	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	現状	○	○	歴史資料として重要なという文面からは文化的価値を有する文書と考えるべきかもしれないが、文化財保護法の内容と重複するのでさらに広範囲に考え、過去の行政行為を検証するために役立つ公文書と理解すべき	
市	博物館	博物館 その他、非常△ 勤職員を配置	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	歴史資料として重要なという文面からは文化的価値を有する文書と考えるべきかもしれないが、文化財保護法の内容と重複するのでさらに広範囲に考え、過去の行政行為を検証するために役立つ公文書と理解すべき	
市	教委	その他、資料× 室	不明	別の場所に移管予定	○	○	公文書の中で特に保存期間が永年となっている書類及びそれに相当する資料	
市	編纂	図書館・公民館編纂室・図書館・編纂室・館のみのいる農協倉庫	重要文書なので廃棄できない、その他、図書館のものも一旦廃棄された文書を個人が引き取り図書館に収めた	現状、ただし合併を目前に控え状況は流動的	○	○	現在、行政文書におけるNDCの要件を分類整理の基準を定める必要性を感じているが、これができるればその内容を明らかにできると考えている。現在はまだ空想の段階で、具体的にどのようなものを指すという定義付けは困難	
町	編纂	図書館 ○	その他、整理作業中で一般閲覧は2年先	別の場所に移管予定	○	○	町の成り立ちを示す資料、町村合併の経緯を示す資料	

市	総務課	庁舎内書庫	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状	現状	○同法の趣旨は理解できる	○本市文書保存年限基準において市史及びその資料となる重要な書類は永年保存としている	市史及び市史の資料となる重要文書
市	秘書広報課	庁舎内書庫	○	×	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	捨てないようになっている	現状	現状	○特になし	○歴史資料として重要な価値を有するため	50年以上を経過した永年保存文書
町	教委	庁舎内書庫	その他、各部署で担当	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別の保存場所に移管予定、建物整備	現状	現状	○必要なこと。出来るならば自治体とはいえ国としての歴史資料でもあるため、施設整備には支援が必要	○地域がたどってきた経過または将来に向かっての状況を公表する場合にも保存は必要	一般事務、個人情報文書以外の文書、建物等で一概にいえない
村	教委	庁舎内書庫	○	○	その他、倉庫に保存スペースがあり	その他、倉庫に保存スペースがあり	現状	現状	現状	×	△	条例に定めあり
市	総務課	図書館	×	×			現状	現状	現状	×	×	
町	教委	庁舎内耐火金庫、文化財倉庫	その他、文書倉庫については担当が違う、大半は文化財担当	△	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	自治体史編纂に活用するため、重要文書なので廃棄できない	別施設に置かれていて気付かなかつた	現状	現状	×	×	全てだと思うが、判断に困る。今日の研究者もそうだが着目するテーマによって重要資料は異なる
町	教委	資料館	○	△			未整理なので捨てることのできない	現状	現状	×	×	土地関係、議会、戸籍、教育、産業、村報
町	資料館	庁舎内書庫	○	△			未整理なので捨てることのできない	現状	現状			

岡山県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について					意見			
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3						
町	編纂	資料館	○	×	自治体史編纂に活用している	自治体史編纂に活用している	未整理なので捨てることのできない	現状	現状	○	○		
町	教委	庁舎内書庫	×	×	未整理なので捨てることのできない	未整理なので捨てることのできない	現状	現状	現状	○	○		
市	教委	埋蔵文化財収蔵庫	×	△	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	現状	○	○	一般の行政職員には知られていない。業務上の使命を終えた文書は社会生活を支える行政の側面か	
										D-1	D-2	D-3	歴史資料とは

								らしても残す必要性を感じている人はあまりいない。この法律についても保存を責務とったってあまりない。財政面・関心の度合いにより市町村で保存の理解はまちまちだと思う。博物館や図書館がある程度市民権をえている市町村に設置されているように、公文書館または公文書の保存、利用のための施設を設けるなどの措置を講ずることを本場の「責務」とするために、必要性をもっとPRしなければならぬ	ぐるしく変化しており、その間の状況をつぶさに記録したそれぞれの地域での市町村行政文書は歴史上大変貴重な資料であり、そうした意味でも保存は必要、現実的な使命が終わったとしても住民共有の財産として保存していく必要がある	公文書、行政的・歴史的・学術的価値が高い半現用の記録、とくに戦争以前のもものは全て、長期保存だけでなく主体性を持った長期的観点からの収集が必要、古文書、その他の記録
市	編纂室、図書館	○	△	自治体史編纂に活用するため、歴史的に重要な文書としてのごとくおくりよう管理規定に定められているので残った	現状		○公文書保存の法的根拠としては大きな役割を果たしているが、法成立後の状況変化に伴って不十分な面も出てきた。民間所在資料、記録の法的・公的処置ができていない。専門職員を置かないことができる点、国立公文書館で専門職員の養成を行っており専門職員養成の体制ができており専門職員養成は何らかの見直しをすべきであろう	○行政文書は旧市町村時代の住民にとって存在証明になるもの。当時の人々の存在証明が残らない。合併前の市町村が苦心してやってきた町作り村おこしなどの努力は公文書が失われればどこにも記録が残らなくなる。旧市町村の行政文書は必要		
町	教委 その他、県文書整備備班、庁舎内書庫	△	△	その他、文書に関心のある担当がい	現状		○財政規模の小さな町村では収蔵スペース、専門職員の確保など現実に無理。理想として受け止める。県で市町村文書を収集するところがあればよいのだが	○当時の様子や現在にいたるまでの過程を知るために必要	行政方針を示すもの、町の様子をよく示す資料	
町	教委 図書館	×	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○総花的でこのままでは弱小町村では予算要求すらできない	○町史等に明記されていない内容を保存するため	歴史の事実を記したもまたは現物	
市	庁舎内書庫	△	△	重要文書なので廃棄できない	現状		○保存・保管に対して時間と場所、人的確保ができれば有意義な法と考える	△各支所に合併前の保存文書管理を任せられているため、保存の実情を把握できない		
町	図書館、近世文書と一緒	×	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○歴史資料として保存活用すべき公文書とはどのようなものを差すのかが不明確である点、公文書館を設置することができない地方公共団体における公文書保存の手段や現実的な目標が提示されていない点などから、実効性が乏しい	○膨大に存在するため歴史資料と見なされにくい行政文書も、現代史や将来の政治・歴史等の研究の素材として重要なものであり保存措置を講ずる必要がある	各部署の永年保存、それ以外にも歴史資料として重要な文書はあると思うが重要度の選別は困難	
町	教委 文書館	×	△	重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○合併後行政職員も代わり公文書担当もいない町村では保存がまちまちで、あることが予想されるか不明となることが予想される。町村は財政不足になる職員減で公文書の整理はそれぞれの課で行っている実態である	○合併後行政職員も代わり公文書担当もいない町村では保存がまちまちで、あることが予想されるか不明となることが予想される。町村は財政不足になる職員減で公文書の整理はそれぞれの課で行っている実態である	町史をはじめとする歴史・土地・人等の資料	
町	教委 公民館	×	×	自治体史編纂に活用するため	現状		×	○町史編纂資料として旧町村の資料は特に重要であった。今後も資		

町	教委生涯学習課	図書館、教委資料室	その他、教委職員で対応	その他、制定したものはないが依頼があれば検討する	自治体史編纂に活用するため		現状			現状			×	必要は感じるが現状では困難。職員の見識、費用・予算、文書管理・整理の優先	○	○同じようなものを複数保存する必要はないが、例えば代表自治体と各自治体独自の施策資料は最低必要、整理作業をともなわなければ保存の必要はない。活用できないものは整理すべきであるが、人の判断基準が異なるので必要なものが処分されるくらいならそのまま残される方がいいと思う	将来郷土史を作成するときに必要とされるもの。過去の例等を調べるときに必要とされるもの
町	教委	庁舎内書庫	×	×			現状							×必要は感じるが現状では困難。しかしながら小規模自治体においては公文書館の設置は現実的でない	○合併前の市と区別して取り扱う必要はないため。合併前の市と同様に必要なものは保存する	歴史資料文書、行政制度の新設、条例・例規、市制の企画立案、調査・研究、許可・登録、組織・人事、予算・税、市町村の自治新興および広域的な地域整備、統計調査、議会の会議、主要施策のパンフレット、その他学術研究資料として価値があると認められたもの	
市	教委生涯	図書館、公民館、庁舎内書庫	×	×			現状							×歴史資料の保存のためには必要。しかしながら小規模自治体においては公文書館の設置は現実的でない	○合併前の市と区別して取り扱う必要はないため。合併前の市と同様に必要なものは保存する		

山口県

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見
		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後のように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3	
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町		公民館	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○歴史資料	議事録、会議録、請願・申請・許可に関するもの	
市	教委社教	庁舎内書庫	△	現状	○現用を終えた行政文書を歴史資料として保存・公開することの必要性について法的根拠を示したことは重要	○行政文書は郷土の歴史を伝える貴重な資料の一つであり、ぜひ残していかなければならない	幾前の旧役場文書は明らかに歴史的価値を有する。ついで保存期限の完了した公文書については歴史的価値を有するものが含まれると考えるが、具体的に内容を判断することが困難である。今後歴史的に重要な公文書等を選別・保存する体制の構築を検討する過程で内容について整理していくほか	
町	教委	庁舎内書庫	○	△	○重要である	○	自然・土地・構造物・住民に係わる制度等、ただし重要な認識については幅がある	

		保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書はどのように取り扱う予定ですか？	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場	担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用しない場合管理担当者はない 自治体史編纂が外に依頼し願いますか？	残った理由は不明だが保存されている	○	○	議事録、戸籍・税務の基礎台帳、名簿、立案綴りなど住民生活に密接に関連のあるもの
村	教委	図書館	○	×	○	○	
町	教委	公民館	×	△	○	○	
町	資料館	庁舎内書庫	その他、総務課が対応	○情報公開条例が平成13年に施行されたため、それ以前の文書は担当課ごとに対応している	○	○	○
町	教委	博物館、庁舎内書庫	○	△	○	○	○
町	公民館	資料館	○	△	○	○	○
町	教委	図書館	○	×	○	○	○
市	教委	総務課書庫	○	○	×	○	○
町	教委	編集室、図書館、博物館	×	△	×	○	○
村	教委	公民館	×	○	×	○	○
町	教委	庁舎内書庫	その他、総務課が対応	△	△	△	△

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について				意見				
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3					
町	図書館	旧町村役場の行政文書の保存場所 ×	利用したい場合、管理担当者はいませんか？ ×	自治体史編纂が外に依頼できますか？ ×	保存処置を講じて残している ×	残った理由は不明だが保存されている ×	未整理なので捨てることができない ×	継続して保存する （その理由）	廃棄する場合	公文書館法をどう考えるか ○ある程度の規模及び内容を有し、そのための理念を有した施設を念頭に置いたものと思われる ○合併後速やかに検討する必要はある ○公文書と古文書の違いを明確にすべき。古文書は他民具などと合わせ博物館が総合的に把握整理すべき ○趣旨は理解できるが、具体的に公文書館を設置することは当該において財政的にも困難と考える	行政文書の保存は必要か △現時点で合併対象の自治体内で共通認識となっていない	歴史資料とは 判断できない
町	総務課	庁舎内書庫 ×	×	△	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○合併後速やかに検討する必要はある	○歴史資料となるため、保存は必要	町の統合計画書、予算・決算等町政にとって重要な施策に関する文書	
町	生涯	博物館、庁舎内各課 いる ×	博物館分には ×	△	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○公文書と古文書の違いを明確にすべき。古文書は他民具などと合わせ博物館が総合的に把握整理すべき ○趣旨は理解できるが、具体的に公文書館を設置することは当該において財政的にも困難と考える	○旧市町村から引き継いだ事務事業の取り組み経緯の確認	あくまでも近代以降の公文書全般を指すにすぎない	
町	企画商工課	庁舎内書庫 ×	×	×	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○文書保存について統一的な基準が必要ではないか。今は各自治体でまちまちである	○旧市町村から引き継いだ事務事業の取り組み経緯の確認	自治体として住民生活に多大な影響を及ぼす施策に関する文書、行政運営及び住民生活に関する統計資料	
村	財政課	編纂室、庁舎内書庫 ×	×	×	重要文書なので廃棄できない ×	未整理なので捨てることができない ×	重要文書なので廃棄できない ×	現状	○文書保存について統一的な基準が必要ではないか。今は各自治体でまちまちである	○歴史資料として必要、保存する体制・施設の整備が必要	本来は行政の意思決定がなされた文書全てが該当すると思うが、現実的には文書管理条例等で永久保存に分類されたものしか保存できない	
村	公民館								×	○ただし重要と思われる文書のみ		
市	郷土館	その他、郷土館 ×	△	△	自治体史編纂に活用するため ×	捨てないようになっている ×	捨てないようになっている ×	現状	×	○旧市町村の歴史を知る上で重要な資料となるから	市の開発・発展に関するもの、プロジェクト事業	
町	企画課	庁舎内書庫 ×	その他、担当課が管理 ×	×	重要文書なので廃棄できない ×	捨てないようになっている ×	捨てないようになっている ×	現状	×公文書館は町村には必要ない	○町の歴史上の資料が他にないため必要である	合併に関する資料、記念事業	
町	教委	資料館 ×	×	△				現状	×施設等の設置について必要だと思いが、現実には規模的な制約が設置することは難しい	○合併により旧町村が消滅することに伴い歴史資料として保存する必要があると思う	情報公開に関する政令で定める最低保存期間の10年以上のもので必要と思われるもの	
市	教委	その他、どこかにあるか分からない ×	×	×	保存措置を講じて残している ×	理由は不明だが、重要だったため ×	理由は不明だが、重要だったため ×	現状	×自治体ごとの判断であればよいのでは	○当時の歴史資料	不明	
町	社教	公民館 ○	△	△	保存措置を講じて残している ×	その他、保存期限を定めている ×	その他、保存期限を定めている ×	別の場所に移管理規定による ×	×必要	○重要な公文書が多い	文化財指定関係、民俗文化財関係文書	

古い行政文書の現状				今後の行政文書の保存について			意見	
保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後のように取り扱う予定ですか？	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	D-1 公文書館法をどう考えるか	D-2 行政文書の保存は必要か	D-3 歴史資料とは
役場 担当窓口	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体職員以外に依頼できませんか？	保存処置を講じて残してある		公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
村 教委	教委			その他、不明	別の保管場所に移管予定、書庫に歴史的文書のコーナーを設ける	○一般的でなく、あまり世に知られていないことが残念です。せめて公文書を扱う行政職員にもっと知られるよう、資料館として普及啓蒙に努めねばと思います	○歴史資料として重要な公文書等を保存することは今の我が町がどういった経緯で成り立っているかをする上で必要	我が町固有の文書、全町村に一律に同一内容のものが送付される場合などをのぞく
町	教委	庁舎内書庫	×	一般の方のニーズがなかったのが取り決めがない		○町村においては公文書館を設置することも職員を配置することも物理的・財政的に困難、広域行政として他自治体と共同設置することなど工夫が必要	○歴史資料として重要な公文書等とその他の公文書との区別が不明瞭であり、取捨選択が困難	
市	教委 教委	庁舎内書庫	×	自治体史編纂に活用するため	現状	○歴史資料として重要な公文書等とその他の公文書との区別が不明瞭であり、取捨選択が困難	○合併前にも後にも脈々と人の暮らしがあります。先々その暮らしをたどる資料が消えてしまうことがあってはなりません	公文書は作成された時代の社会的背景を含んでいるので全てを保全することは不可能です。長期保存文書や市町村政にとって重要な施策に関するものを残すよう努めています。選別基準についてこれでもいいのかいつも迷っています。公文書の他行政資料を積極的に収集保存しています
市	公民館	関係部署	×	自治体史編纂に活用するため	現状		○歴史資料となりうるため	
市	資料館	図書館、ただし資料館は民間で資料館	○	重要文書なので廃棄できない、研究者等に歴史資料としての重要性を指摘されていた、文書の中には昭和前期よりその重要性が研究者に取りあげられ当時の村幹部にも貴重な文書だという意識が培われていた。また残った文書も含まれ現在目録を刊行して保存している。	理由は不明 現状、長期計画として収蔵庫建設の計画があるが、場所時期とも未定			

古い行政文書の現状						今後の行政文書の保存について		意見	
役場	担当窓口	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	残されている文書は今後どのように取り扱う予定ですか？	D-1	D-2	D-3		
市	教委	保存せず	保存処置を講じて残してある	残った理由は不明だが保存されている	継続して保存する	廃棄する場合(その理由)	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは
町	教委	その他、総務課庶務係	重要文書なので廃棄できない	不明	不明		○	○	現在文書としては不存在ですが合併にいたるまでの経緯や災害等に保つる記録などが考えられると思う
市	教委	図書館	自治体史編纂に活用するため	継続保存する方法は未定	○	○	○	○	○
村	教委	資料館、ただいま村誌資料のみ	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○	○	○
町	資料館	資料館	自治体史編纂に活用するため	現状	○	○	○	○	○
市	総務課	その他、各課で保存	重要文書なので廃棄できない	現状	○	○	○	○	○
市	博物館	図書館	歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状	○	○	○	○	○

町	教委	旧町民図書館	×	×		別施設に置かれていて気付かなかつた	現状		○福岡県内にもほしい	○	現在判断に悩んでいる。公開問題も小さな町なので難しく、保存すべき資料の基準も曖昧、合併前の資料が1000冊を超え、まさに今直面の状況、何か資料があったらお願いしたい
町	教委	資料館	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○変化のスピードが速くなっているので、公文書が行政的資料として役割を果たすサイクルも短くなっている。またポリシーも膨大なものであるため文書管理においては廃棄を進めている。しかし歴史資料としての保存は必要であると考えるので公文書館法についても必要であると考ええる。歴史資料として重要な公文書の判断が困難であり処理に苦慮している	○全ての行政文書とは考えられな いが歴史資料となるものが多数あ ると考える	
市	教委	庁舎内書庫、 文書館（段階 が異なるので 一概には記入 できない）	その他	△		重要文書なので廃棄できない	現状		○理念を明確にした点では評価できるが、規定性を厳重にする必要があるのではないか	○残されてきたものは、時間的変化によって歴史的価値が付加されている	その自治体の歩みを明らかにできる文書、個人情報保護法等により今までは閲覧が可能な公文書が非公開となるケースもある。公文書館法のみでなく関連法案との関係で公文書がどのように取り扱われるのかも考える必要がある
市	教委	庁舎内書庫	○	△		重要文書なので廃棄できない	現状		○歴史資料として価値のある公文書を保存し閲覧できるように施設が必要であるとは思いますが、財政が逼迫している現状では困難。法律に財政的な支援の規定があれば設置しやすい	△歴史資料としては必要かもしれないが保存の方法、場所の確保が難しい	明治29年の市制町村制前の各町村での議事録
市	文書館	文書館	○	△		歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	現状		○歴史的公文書等の保存・利用に関する自治体の責務等を定めたものであり、当館の業務の遂行もその趣旨に即ってなされなければならない	△歴史的文化的価値があるもののみ保存が必要である。理由は市政の歴史などに関する調査研究等のために必要だからである	歴史的な価値のある行政文書の収集基準：市の基本的な構想・計画、区域の変更、各種制度の新設・廃止、事務事業の新規開始、機構改革、所管替え、施設の新築・廃止、大規模工事の企画、行事、審議会・委員会、懇話会の新設・諮問・答申、災害、陳情・請願、表彰、統計・調査、旧5市で作成された文書、戦時・戦後の市の体制に関する文書、旧郡に関する文書、文化財に関する文書、その他歴史的価値があると認められる文書
町	教委	庁舎内書庫	○	○		その他、文書管理規定による	現状		×	△	
市	教委	庁舎内書庫	○			その他、情報公開条例による	現状		×	○	○行政が持つ文書は膨大で保管場所も限られている。どこまでどの文

町	資料館	資料館	×	未整理	×	その他、本来廃棄されるべきものだったが当時の職員が保存し資料館に寄贈された	現状	現状	×	△行政文書の中で、保存が必要なものはどういうものなのか不勉強のため全く分からない。行政文書の重要性が十分理解できれば保存の必要性も考えがまとまると思うが、今のところそこまで選していない	書を残すべきなのか判断が難しい。市の沿革に係わるような歴史的価値が高いと思われる文書は保存すべき	△行政文書の中で、保存が必要なものはどういうものなのか不勉強のため全く分からない。行政文書の重要性が十分理解できれば保存の必要性も考えがまとまると思うが、今のところそこまで選していない	行政全般に係わっていないので、役場にどのような文書があるのか全く把握できていない	する重要な文書、市民の権利・財産に関する文書、重要な訴訟・訴訟等に関する文書等将来に引き継ぐ必要性が高く市の沿革を示すもの	
町	資料館	庁舎内書庫	○	○	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○	○歴史研究上必要	○現代史として将来のために保存	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	編集室	×	×	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
市	生涯	編集室	×	×	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
村	教委	庁舎内書庫	○	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	庁舎内書庫	×	△	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	資料館	○	△	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	まちづくり課	庁舎内書庫	×	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	企画調整課	図書館	×	△	その他、未整理なので閲覧は出来ない	その他、未整理なので捨てることができない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	資料館、公民館	×	○	自治体史編纂に活用するため	自治体史編纂に活用するため	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	その他、総務課	○	△	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
市	教委	文書なし	×	×	重要文書なので廃棄できない	重要文書なので廃棄できない	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
村	教委	明治22年に合併以来合併がない	○	△	その他、町史編纂時の資料として保存されていた	その他、町史編纂時の資料として保存されていた	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要
町	教委	資料館	○	△	その他、町史編纂時の資料として保存されていた	その他、町史編纂時の資料として保存されていた	現状	現状	×	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要	○歴史研究上必要

市	総務課	庁舎内書庫	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	歴史的に重要な文書として残しておくよう管理規定に定められているので残った	現状	管理規定による	×この法律によってどの程度公文書館が認知され、実際に建設されたのか疑問に思う	○当然のことであるが、要不要の判断を行い、真に必要なものは保存し行政資料として後世に残していく必要がある	合併に係わる市町村の関連する公文書
市	社教	保存文書ない						×庁舎が狭く廃棄せざるを得ない公文書がたくさんあるのが現状	○	市史編纂時などに必要となる資料
町	教委	公民館、昭和30年の合併後の公文書は管理規定により処分されている、合併前の資料はほとんど残されていない	<input type="radio"/>	<input type="triangle"/>		現状		×必要性は理解できるが、本町の現施設では管理場所が確保できない。管理人についても配置の必要があると考ええる。国・県の財政的な支援がなければ実施は困難	○合併にむけて最後の町史編纂事業に取り組んでいる。昭和の合併以前の旧町村資料の引き継ぎがなされていない？合併後の文書管理が不十分と思われる。後世に本町の歴史が正確に伝えられないのが残念です	公共工事、学校施設・社会教育施設なその関係資料、人物関係、人材育成関係、児童・生徒教の変遷、三役の関係資料
町	学習館	庁舎内書庫	×	<input type="radio"/>	重要文書なので廃棄できない	現状		×歴史資料として重要な公文書等の保存については大変重要な法律であると思われる	○合併が行われる際にその地域の歴史を記した公文書が失われることは、地域の財産を失うことであり、合併のデメリットの一つと考えられる。後世にこれまでの歴史や経緯を伝えることも大切なことだと思われる	昭和の合併以前の旧町村文書、現在までの町の経過を記しているもの
市	教委	市内図書館へ現状問い合わせの一文あり			(保存状況等不明)					

宮崎県

鹿児島県

沖縄県

古い行政文書の現状					今後の行政文書の保存について			意見
	保存されている文書の管理と利用状況について教えてください	保存されている文書はどのようなように残ったのか教えてください	残されている文書は今後のどのように取り扱う予定ですか？		D-1	D-2	D-3	
役場	旧町村役場の行政文書の保存場所	利用したい場合管理担当者へ？	自治体や県外へ依頼できますか？	保存処置を講じて残してある	公文書館法をどう考えるか	行政文書の保存は必要か	歴史資料とは	
町	教委公民館	分村のため文書はない		残った理由は不明だが保存されている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
町	編纂	公文書館	<input type="radio"/>	<input type="triangle"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
				重要文書なので廃棄できない、歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定に定められているので残った	別の保存場所に移管予定、公文書館			

村	文化センター	合併なし、歴史文化センター	×	△	自治体史編纂に活用するため、重要な文書なので廃棄できない	現状	文書自体の必要性がない	○専門職員の配置など規定されているが、行政全体で認識が薄い。文書資料が保存すべきかどうかの判断がほとんどできていない	○過去の歩みを見ていると合併する前後などの比較で見ている場合が多い。合併したことによって変わっていったのかの議論がなされる。そのような議論をしていく裏打ちされた資料たりうる。	50年あるいは100年後の将来から振り返って平成という時代、あるいは昭和という時代を描くに必要ない文書を歴史資料としています
村	総務課	庁舎内書庫	×	×	重要文書なので廃棄できない	現状		○当然のことであると思うが施設設置や専門職員の配置等小規模自治体では難しく問題がある	○保存は当然である、より正確な事実を後世に伝えるためにも	行政的には条例で定めている永年保存、10年保存を指すと思うが、実際には各種統計資料をはじめ相当数の文書が含まれなければならない
町	編纂	編纂室	職員が管理しているが、史料整理が不十分	△	自治体史編纂に活用するため	現状		○本法が制定されたことにより公文書館の設置に押みがつくことは分かるが、ある程度強制力を持たせた方がよい。公文書館設置には各地方自治体の予算規模によって不可が決まるように思われる。もつと歴史資料の重要性を強調した方がよい	○当町の場合、現在取り沙汰されている八重山3市町の合併問題もあり、それに町役場の移転も絡み重大な岐路に立たされている。町役場移転は平成17年度を見込んであるが実現した場合、公文書が廃棄される可能性が高い。そのため町史編纂委員会では意見を統一して重要文書は廃棄しないで行っているとの申し入れを該当に行っている	市史を編纂中、並行して後代の歴史資料となる公文書も市役所各部課から収集(教委文化課市史編纂課主体)で行っている。その際、収集対象となるのは統計資料、地図類、写真類を中心として、その他各部課で業務上作成された各種公文書も収集している。他府県等からの行政資料や雑誌などもできるだけ収集しているが、収納スペースの問題もあり、当時の関連性が薄かったり、他部署で入手した、あるいは入手可能である文書に関しては廃棄している。また各団体、公民館に置いて公文書収集をすることもある
市	編纂	庁舎内書庫、支所	×	△	その他、現在日録作成中、作成後は閲覧に供する	現状		○目的は公文書を歴史資料として保存しその責務を国や地方公共団体にあるとすると第3条の責務でどうたっているが、利用者が誰でものように利用する傾向にあるかを考慮した内容になっていない。歴史資料とは何を指すのか、また多目的になると思うが人によってどう利用するのか、利用の傾向性を考えねばならない。さらには利用者にはどのような権利があり、それによって国や地方公共団体に資料保存の責務が生じるかを考えねば、該法は実効しないものと考えられる	○都道府県市町村では自治体史がほぼ10年前後という短い期間で編纂を終了しているが、各自治体はその後も前人達が残してきた足跡としての歴史資料(聞き取り記録や、体験記などを含む)を後代まで伝えることは肝要と考える。その時代時代の人々の生き方や考え方にさらには社会の有り様を考えるため、これらの文書は貴重な材料であると考ええる。行政文書自体、自治体にとって非現用となっても市民の権利を保障したり、例証したりすることもあり得るのでやむを得るだけ多くの資料を保存していくことは必要と考える	
町	企画財政課	編纂室	○	△	その他、まだ合併していない			×	○	町史、広報、町長事務引継書
村	教委文化課	編纂関係は文化課、庁舎内書庫	○	○	自治体史編纂に活用するため、文書庫保存の一般文書については、平成12年に保存年限超過及び、処理済み等の行政文書を役所内全課から回収し、管理している	現状		×	○周辺町村との合併はせず、単独村による市昇格を果たしたが、旧村時代の行政文書等に関しては今後各地域史編纂、地域研究に欠かさないものであり、重要であると考ええる。また処分廃棄しようとする行政文書の中で、史料価値の高い文書類を担当部署へ(文化課)回送するシステムの確立を含め、旧行政文書の庁内一元的な保存管理体制および利活用の充実を図る体制作りも必要だと考える	地方自治体における歴史的な出来事、社会の動きを反映した行政対応に側面から記した文書類。さらに住民側からの要請書類、その他写真・刊行物・地図・絵図それらの事項に関連した物品などが含まれる

村	博物館				重要文書なので廃棄できない、自治体史編纂に活用するため	捨てないように入れられている、別施設に置かれていて気付かなかった				
---	-----	--	--	--	-----------------------------	----------------------------------	--	--	--	--